

## 第7章

### 内戦期コートディヴォワール政治史年表（資料）

佐藤 章

**要約：**

コートディヴォワールでは、1990年代末から今日に至るまでの間に、軍事政権の樹立や内戦を経験し、政情が不安定化する時代に突入している。しかしながら、このような劇的な変化のもとでも、1990年代半ばに民主化の帰結として確立された、政党間の基本的対立構図は引き続き、政治のダイナミズムを主に構成してきた。政情の不安定化に過度に目を奪われることなく、民主化以後今日に至るまでをひとつの連続した時期として捉え、そこでの政党ならびに政党間関係の動向を歴史的に位置づける作業が必要とされている。本資料は、この課題に取り組む準備作業として、政党にとくに留意しながら内戦期の政治史を時系列に沿って整理した年表である。

**キーワード：**

コートディヴォワール 政党 政党間の対立構図 民主化後 内戦期

#### 解題

コートディヴォワールでは、1999年12月に独立以来初めての軍事クーデタが発生した。10ヵ月後の2000年10月に民政移管がなされたものの、2002年9月になって、今度は、これも独立以来初めてとなる内戦が勃発した。独立以来長らく、サハラ以南アフリカ（以下、アフリカ）における「安定と発展の代名詞」と称されてきたこの国で相次いで発生したこれらの出来事は、この国が安定の時代から不安定化した時代へと突入したことを示すものであ

る。

しかしながら、政党ないし政党制の観点からみた場合、これらの劇的な出来事はかならずしも意味ある転換点ではない。これらの出来事に先行して1990年代半ばに構築された政党間の対立構図は、軍事政権下でも内戦下でも維持され、この間の政治的ダイナミズムを大きく支配し続けた。この対立構図は、1990年におこった一党制の放棄と複数政党制への移行という条件のもとで形成されたものであり、1990年まで一党支配を続けたコートディヴォワール民主党（Parti démocratique de Côte d'Ivoire: PDCI）、野党の草分け的存在であるイヴォワール人民戦線（Front populaire ivoirien: FPI）、PDCIから分離して結成された共和連合（Rassemblement des républicains: RDR）という3大政党からなる3者鼎立状態のかたちをとっている。そして、これら3党の角逐が、内戦終結の節目となる次期総選挙（2008年6月に実施予定）での中心的な対決構図となることは確実な情勢である。

したがって、政党と政党制の観点からみる限り、軍事政権と内戦という出来事を経ながらも、1990年の民主化以降の時期を連続した一時代として捉えることがむしろ必要だといえる（佐藤 [近刊]）。

そのことを踏まえて研究状況をみると、不安定化した時代以後の政党政治のあり方をめぐっては、軍事政権期から民政移管にかけての時期に関しては既にいくつかの研究がなされている（例えば、佐藤 [2005b]）が、内戦期についてはまだ研究は立ち遅れている。これには、内戦という流動的な状況下で、政党間の対立構図が維持されるのかどうか不確実だったという背景もあるだろう。しかし、結果的に和平プロセスもそれなりの進展をみせ、次期選挙への展望もある程度開けてきた現段階では、内戦期に各政党がどのように活動し、相互にどのような関係をもってきたのかを遡及的に再検討することが重要になっているといえるだろう。

本資料は、この課題にとり組む準備作業として作成された年表である。ここでは政党の動向にとくに留意しながら内戦期の政治情勢を詳細に追っている。この年表では、内戦前の時期についても、1999年12月のクータにさ

かのぼって簡単な情報を盛り込んである。また内戦発生から 2003 年 1 月のマルクーシ合意締結までの時期に関しては、各政党の動きがそれほど活発でなかったことから、要約的に記している。マルクーシ合意締結から 2008 年 1 月までの 5 年間は、本年表でとくに詳細にフォローした時期である。

本年表では、見出しとした日付だけでなく、その前後の動きを要約して記しているところもある。この意味で、本年表は厳密なクロノロジーの体裁をとっていないが、これは順に読んでいったときにある程度の流れがつかめるようにとの考慮からである。

参考文献として主に依拠したのは、Economist Intelligence Unit の *Country Report* (Web 版) の各号と、国連事務総長の安全保障理事会に対する定期進捗報告である。これらの資料は、情報の質と量に相対的にムラが少なく、かつ、定期的に発表されている（両者とも基本的に 3 ヶ月ごとに発表される）ため、鳥瞰的な視点から事態を整理する目的に適った資料である<sup>1</sup>。もちろん、これらの資料が相応の政治性や偏りを持つことはいうまでもなく、その意味で本年表は、中立て網羅的なものとしてではなく、大まかな流れと出来事が発生した時点をつかむためのベンチマークとして位置づけられるべきものである。

なお、年表中では、国連事務総長報告については、「SG Rep.040209」という形式で文献参照を行っている。6 桁の数字は、前から 2 桁毎に年（西暦の下 2 桁）、月、日を意味する（この例の場合は、「2004 年 2 月 9 日」となる）。国連の文書については、通例、「United Nations [20\*\*]」や国連文書としての番号（「S/2007/159」といった形式のもの）で文献参照を示すことが多いが、安保理決議も含めると同一年に発表された国連文書が多数にのぼるうえ、本稿でしか通用しない「United Nations [2005e]」といった類の情報を掲載する

---

<sup>1</sup> コートディヴォワールで刊行されている新聞は総じて党派性が強いというえ、事態をかなり歪曲した記事も多く、動向を整理するのに適したメディアとはいえない。また、*Le Monde* をはじめとするフランス紙や *Jeune Afrique* などの週刊紙も、掲載頻度や情報量にムラがあるのが難点である。

ことにあまり有益な意味をみいだせなかつたためである。ここで採用した方式は、いつの時点での国連側の認識かという点を情報として盛り込める点で利点がある。

また、本年表には、年表の読解を補助する目的で、3点の付表と1点の付属資料を付した。付表1は、年表に複数回登場する英字略号をリストアップし、邦語訳、原語、簡単な解説を付したものである。付表2は、コートディヴォワール内戦における和平合意を、付表3は、コートディヴォワール情勢に関する国連安保理決議を、それぞれリストアップした。付属資料1は、2007年3月に締結されたワガドゥグ合意の全文訳である。2006年末までの全和平合意については、すでに佐藤〔2007〕で全文訳を紹介していたので、本付属資料によってコートディヴォワール内戦におけるこれまでの全和平合意をすべて邦語訳で読むことができることになる<sup>2</sup>。

## 参考文献

### 〈日本語文献〉

- 佐藤 章 [1995] 「基層イヴォワリアン」をめぐって：コートディヴォワール新選挙法の提起するもの」(『アフリカレポート』第21号) 14-17 ページ。  
—— [2000a] 「コートディヴォワールのクーデター」(『アフリカレポート』第30号) 29-34 ページ。  
—— [2000b] 「コートディヴォワールの政治危機：争点なき多党制の閉塞」(『アジア研ワールドトレンド』第61号) 34-41 ページ。  
—— [2001] 「第二共和制の不安な船出：コートディヴォワールにおける民政移管と排外主義」(『アフリカレポート』第32号) 3-8 ページ。  
—— [2002a] 「コートディヴォワールの国民和解フォーラム：和解の成果と

---

<sup>2</sup> このほか、コートディヴォワール内戦ならびにこの時期の政情に関する日本語で読める情報源として、筆者がこれまでに記したものを参考文献リストに挙げておく。

- 今後の課題」(『アジア経済』第43巻5号)45-69ページ。
- [2002b] 「『巨大な唾者』の反乱：コートディヴォワールの軍隊改革」(『アフリカレポート』第34号)42-47ページ。
  - [2003] 「コートディヴォワール内戦の軍事的側面」(『アフリカレポート』第36号)2-10ページ。
  - [2005a] 「『犠牲者』から『和平の障害』へ：コートディヴォワール、L・バボ政権の反仏姿勢」(『アフリカレポート』第40号)39-43ページ。
  - [2005b] 「政権交代と少数者のゲーム：コートディヴォワールの「民主化」の帰結」(『アジア経済』第46巻11-12号)98-125ページ。
  - [2006a] 「コートディヴォワール内戦という複合体」(『海外事情』第54巻5号)73-87ページ。
  - [2006b] 「統治的結社とイデオロギー：コートディヴォワールにおける差別的排除的实践に関する考察」(『文化人類学』第71巻1号)50-71ページ。
  - [2006c] 「内戦下コートディヴォワールにおける政権派民兵の政治的役割」(『アフリカレポート』第43号)43-49ページ。
  - [2007] 「コートディヴォワール内戦における和平合意(資料)」(武内進一編『アフリカにおける紛争後の課題：共同研究会中間成果報告』千葉：日本貿易振興機構アジア経済研究所)123-179ページ。
  - [近刊] 「歴史の写し画としての和平プロセス——内戦期コートディヴォワール政治における連続性」(武内進一編『戦争と平和の間——紛争勃発後のアフリカと国際社会』アジア経済研究所 第3章)。

〈国連文書〉

United Nations Security Council Resolution (国連安全保障理事会決議)

- S/RES/1464 (2003)
- S/RES/1479 (2003)
- S/RES/1498 (2003)
- S/RES/1514 (2003)
- S/RES/1527 (2003)
- S/RES/1528 (2004)
- S/RES/1572 (2004)
- S/RES/1584 (2005)
- S/RES/1594 (2005)
- S/RES/1600 (2005)
- S/RES/1603 (2005)
- S/RES/1609 (2005)
- S/RES/1632 (2005)
- S/RES/1633 (2005)

S/RES/1643 (2005)  
S/RES/1652 (2006)  
S/RES/1657 (2006)  
S/RES/1682 (2006)  
S/RES/1708 (2006)  
S/RES/1721 (2006)  
S/RES/1726 (2006)  
S/RES/1727 (2006)  
S/RES/1739 (2007)  
S/RES/1761 (2007)  
S/RES/1763 (2007)  
S/RES/1765 (2007)  
S/RES/1782 (2007)  
S/RES/1795 (2008)

(国連事務総長報告)

- SG Rep.030808: United Nations Security Council, *First Report of the Secretary-General on the United Nations Mission in Côte d'Ivoire*. (S/2003/801) .
- SG Rep.031104: United Nations Security Council, *Second Report of the Secretary-General on the United Nations Mission in Côte d'Ivoire*. (S/2003/1069) .
- SG Rep.040106: United Nations Security Council, *Report of the Secretary-General on the United Nations Mission in Côte d'Ivoire submitted pursuant to Security Council resolution 1514(2003) of 13 November 2003*. (S/2004/3) .
- SG Rep.040209: United Nations Security Council, *Report of the Secretary-General on the United Nations Mission in Côte d'Ivoire submitted pursuant to Security Council resolution 1514(2003) of 13 November 2003. Addendum*. (S/2004/3 Add.1) .
- SG Rep.040223: United Nations Security Council, *Report of the Secretary-General on the United Nations Mission in Côte d'Ivoire submitted pursuant to Security Council resolution 1514(2003) of 13 November 2003. Addendum*. (S/2004/3 Add.2) .
- SG Rep.040602: United Nations Security Council, *First Report of the Secretary-General on the United Nations Operation in Côte d'Ivoire*. (S/2004/443) .
- SG Rep.040827: United Nations Security Council, *Second Report of the Secretary-General on the United Nations Operation in Côte d'Ivoire*. (S/2004/697) .
- SG Rep.041209: United Nations Security Council, *Third Progress Report of the*

- Secretary-General on the United Nations Operation in Côte d'Ivoire.*  
(S/2004/962) .
- SG Rep.050318: United Nations Security Council, *Fourth Progress Report of the Secretary-General on the United Nations Operation in Côte d'Ivoire.*  
(S/2005/186) .
- SG Rep.050617: United Nations Security Council, *Fifth Progress Report of the Secretary-General on the United Nations Operation in Côte d'Ivoire.*  
(S/2005/398) .
- SG Rep.050926: United Nations Security Council, *Sixth Progress Report of the Secretary-General on the United Nations Operation in Côte d'Ivoire.*  
(S/2005/604) .
- SG Rep.060103: United Nations Security Council, *Seventh Progress Report of the Secretary-General on the United Nations Operation in Côte d'Ivoire.*  
(S/2006/2) .
- SG Rep.060411: United Nations Security Council, *Eighth Progress Report of the Secretary-General on the United Nations Operation in Côte d'Ivoire.*  
(S/2006/222) .
- SG Rep.060717: United Nations Security Council, *Ninth Progress Report of the Secretary-General on the United Nations Operation in Côte d'Ivoire.*  
(S/2006/532) .
- SG Rep.061017: United Nations Security Council, *Tenth Progress Report of the Secretary-General on the United Nations Operation in Côte d'Ivoire.*  
(S/2006/821) .
- SG Rep.061204: United Nations Security Council, *Eleventh Progress Report of the Secretary-General on the United Nations Operation in Côte d'Ivoire.*  
(S/2006/939) .
- SG Rep.070308: United Nations Security Council, *Twelfth Progress Report of the Secretary-General on the United Nations Operation in Côte d'Ivoire.*  
(S/2007/133) .
- SG Rep.070514: United Nations Security Council, *Thirteenth Progress Report of the Secretary-General on the United Nations Operation in Côte d'Ivoire.*  
(S/2007/275) .
- SG Rep.071001: United Nations Security Council, *Fourteenth Progress Report of the Secretary-General on the United Nations Operation in Côte d'Ivoire.*  
(S/2007/593) .
- SG Rep.080102: United Nations Security Council, *Fifteenth Progress Report of the Secretary-General on the United Nations Operation in Côte d'Ivoire.*  
(S/2008/1) .

〈定期刊行物〉

Economist Intelligence Unit, *Country Report: Côte d'ivoire* (various issues) (ウエ

ブ版 : [www.eiu.com](http://www.eiu.com))  
*Le Monde* (ウェブ版 : [www.lemonde.fr](http://www.lemonde.fr)) .



## 内戦期コートディヴォワール政治史年表

(1999年12月23日～2008年1月15日)

〈前史〉

- 1999.12.23 アビジャンで待遇改善を求める国軍兵士の反乱、放送局などを占拠、大統領との対話が不調に終わる(23日)。R・ゲイ退役准将が大統領罷免・憲法停止・国民議会の解散をテレビ演説で宣言(24日)。ゲイを首班とする救国委員会(CNSP、軍事政権)が発足(25日)。ベディエ大統領がトーゴに亡命。政権崩壊(26日)。
- 2000.01.04 CNSPに野党4党、民間人を加え暫定内閣が発足。
- 2000.05 RDR閣僚の罷免。代わってPDCIから入閣。移行期における「ワタラはずし運動(Tout sauf Ouattara: TSO)」の激化。
- 2000.07 クーデターを成功させた「恩賞」を求めて、兵士・下士官がアビジャンで暴動。
- 2000.07.23 イヴォワリテ条項を含む第2共和制憲法のレファレンダム。投票率56%、賛成86.53%で採択。
- 2000.09. ゲイ将軍暗殺未遂事件。
- 2000.10.26 大統領選挙。PDCIとRDRは立候補を認められず、ゲイとバボの事実上の一騎打ち。敗北を察知したゲイが選挙結果を捏造して勝利宣言、これをきっかけにFPI、RDR支持者が街頭で抗議行動を行い、暴徒化する。軍隊も介入。死者多数。ゲイが行方をくらまし、選管が正式の選挙結果を発表。バボ当選。
- 2000.12 ワタラ党首の立候補申請却下に抗議するRDRのデモ。治安部隊の鎮圧により50人の死者。RDRは国民議会選挙のボイコットを決める。
- 2000.12. 国民議会選挙。RDRの地盤である北部24選挙区で投票が実施されず。
- 2001.01 延期されていた選挙区で投票が実施。
- 2001.01.07 クーデター未遂事件(いわゆる「黒いメルセデス」事件)。
- 2001.01.24 内閣の正式発足。
- 2001.10.09 国民和解フォーラム開幕。ゲイ将軍の演説(11.28)、ワタラRDR党首の演説(12.01)。バボ、ゲイ、ワタラ3者の「和解」(12.18)。
- 2002.01.22 ヤムスクロ会談(23日まで)。四大政治家の「和解」。
- 2001.03 コミュン首長・議会選挙。RDRが勝利。
- 2002.07 県議会選挙。FPIの躍進。PDCI、RDRは伸び悩む。
- 2002.08.01 UDPCI幹事長暗殺事件。

- 2002.08.05 挙国一致内閣発足（RDR の入閣）。
- 2002.09.13 ゲイ元軍事政権首班が、UDCPI の挙国一致内閣からの離脱を宣言。
- 〈内戦発生後〉
- 2002.09.19 アビジャン、ブアケ、コロゴ3都市で武装勢力の同時蜂起（コートディヴォワール内戦）。ブアケ、コロゴを拠点に、北部一帯を制圧。武装勢力は、「コートディヴォワール愛国運動（Mouvement patriotique de Côte d'Ivoire: MPCCI）」を名乗り、大統領退陣と総選挙の実施を要求。ゲイ元軍事政権首班が殺害される。政府はブアケ奪還に失敗。フランス軍の展開により戦線は膠着。休戦協定（10/17）。ロメでの和平交渉（エヤデマ仲介）（10月末）。新たな武装勢力の蜂起（11月末）。
- 2003.01.15 パリ近郊リナーマルクーシ（Linas-Marcoussis）で、反乱軍3派と国民議会に議席を持つ全7政党（FPI、PDCI、RDR、PIT、UDPCI、MFA、UDCY）の代表者が、敵対停止と和解のための政治プログラムについて協議。全参加者が合意書に署名（24日）。反乱勢力に重要閣僚ポストを配分する権力分掌案。大統領から大幅に権限を委譲された「合意に基づく首相」が、挙国一致内閣を率い、2005年の次期選挙までの間に付属議定書に定める課題を完遂する。付属議定書には、憲法改正、選挙法・身分証明制度の改正、土地改革など、1990年代に与野党間で議論を呼んできた懸案が網羅され、かなり RDR 寄りの方向性が勧告された。シラク大統領、アナン国連事務総長の共同議長を務めるサミットで、マルクーシ合意を国際的に承認（クレベール会議）。バボ大統領も参加し、事実上の敗北宣言（26日）。
- 2003.01.25 クレベール会議初日のセッション終了後、「MPCCI が国防相と内相ポストを得た」とするソロの談話が発表され、これを引き金として 25 日晩からバボの支持者がアビジャンで暴動を起こす。翌 26 日にはフランス大使館前で大規模な抗議行動。抗議行動は 28 日まで断続的に続く。31 日には、「愛国青年」がアビジャン国際空港の滑走路を占拠し、この日予定されていたジャラの帰国ができなくなる。2月1日には「愛国青年」主催で 10 万人規模の大抗議集会が開かれる。2月5日にも政権支持派の労働組合による数千人規模の抗議集会がフランス大使館前で開かれる。駐在大使館は相次いで退避勧告を発出。
- 2003.01.28 FANCI 幹部が、反乱軍の国防相就任に反対する覚書を大統領に提出。
- 2003.01.29 マルクーシ円卓会議に参加していた FPI、PDCI、UDPCI、MFA、UDCY の 5 党が連名で、反乱軍への国防相・内務相ポストの配分に反対する旨の共同声明を発表。しかし、2月4日に始まったマルクーシ合意を討議する国民議会でのセッションでは、合意に対する非難決議を主張する FPI に対して、PDCI は、大統領の決断を待つとして態度を表明せず、UDPCI は合意は今後の議論の出発点になるとの意見を述べるなど、強硬姿勢は影を潜める。PDCI、UDPCI の共同声明参加は、「路上の声」を意識したゼスチャーと見られる。
- 2003.02.04 国連安保理決議 1464。マルクーシ合意のエンドース。フランス軍のユニコーン部隊と ECOMICI を国連憲章第 7 条に基づく活動として承認。
- 2003.02.07 当初 1 月 27 日に予定されていた大統領演説がようやく行われる。バボは、

マルクーシ合意について「今後の議論の土台となるもの」という認識にたつて、「合意の精神は認める」と述べるにとどまった。そして、同合意には「いくつかの矛盾」があり、「矛盾に突き当たったときには常に憲法に立ち戻るべき」と語り、憲法に照らして議論を呼んでいる、大統領の権限縮小や憲法改正問題についての「見直し」を暗に示唆。ジャラを首相に任命したことは改めて確認した。

- 2003.02.10 ECOWAS がヤムスクロでサミットを開催。
- 2003.02.19 FANCI のヤオ・ヤオ報道官が、「平和の代償であるならば、反乱軍の入閣には反対しない」という声明を出す。これでほぼ全関係者がマルクーシ合意受け入れに応じたことになる。
- 2003.02 大統領が、S・E・ジャラ (Seydou Elimane Diarra) 元首相・元国民和解フォーラム議長を「合意に基づく首相」に任命。
- 2003.3 西部での戦闘続く。3 月初めにバンゴロで、政府側のリベリア人傭兵による住民虐殺事件が起こる。死者は 100~200 人で多くがジュラだとされる。フランス軍がリベリア人傭兵 115 人を拘束するが、これをブレ・グデ率いる民兵により解放。その後もゲレによる報復攻撃が続いたとされる (EIU June 03, p.16)
- 2003.03.03 ジャラが首相就任宣誓を行う。
- 2003.03.06 ECOWAS は ECOMICI の陣容を 1,264 人から 3,411 人へ増強することを発表。
- 2003.3.7 国防相・国内治安相 (内務相から自治相の管轄を除いたもの) の人選をめぐって暗礁に乗り上げた挙国一致内閣の組閣問題を解消するために、マルクーシ合意署名 10 勢力をアクラに集めて会談 (3 月 6~7 日)。7 日にアクラ II 合意が成立。両ポストを MPCCI に配分するとした当初案に対し、政権がこれに難色を示していたのを受けて、大統領、首相、マルクーシ署名 10 勢力、軍・警察・憲兵隊の代表計 15 名からなる「国家安全保障委員会」を設立し、その提案に基づいて両ポストの人選を行うという手続きが確認される。譲歩した MPCCI には、国土行政相とコミュニケーション相の 2 つのポストを割り当てる。
- 2003.03.10 バボ大統領が首相への権限委譲を行う大統領令を発出。ただし、期間を 6 カ月のみとする (SG Rep.040106: pr8)
- 2003.03.13 挙国一致内閣の初回閣議が開催。RDR と反乱軍 3 派割り当て分 (計 18 ポスト) と国防相、国内治安相を除く 23 ポストの顔ぶれが明らかになる。反乱軍側は閣僚のセキュリティ、組閣に至る手続き論、CNS の運営方法などを問題にして欠席。
- 2003.03.20 挙国一致内閣の第 2 回閣議が開催。国防相と国内治安相を除く 41 ポストの顔ぶれが明らかになる。反乱軍側は引き続き欠席。
- 2003.03.26 バボは、国防相と国内治安相を他の閣僚に暫定的に兼任させる大統領令を発出 (前者は FPI の森林相、後者は RDR の高等教育相)。CNS の決定に従うとする合意に反すると反乱軍側が反発。(両ポストの組閣問題は 6 月まで決まらず)

- 2003.04.03 反乱軍側が初めて挙国一致内閣の閣議に参加（於ヤムスクロ）。
- 2003.04.11 バボ大統領が、①DDR プロセスの詳細、②治安部隊の再建、③新しい国民身分証の発行計画、④選挙の実施について首相への権限委譲を行う。
- 2003.04.16 反乱軍の閣僚がアビジャン入り（SG Rep.030808: pr. 8）
- 2003.04 下旬 MPIGO 指導者の Félix Doh が何者かによって射殺される。MPCI は、MPIGO が RUF の元指導者である Samuel Bockarie を内部に抱えるようになったことと、リベリア国境での密輸に手を染め、ドーがこの権益を掌握していたことに不満を募らせていたとされる。反乱軍内部の内紛の結果として暗殺されたものとみられる（EIU June 04, p.17）。
- 2003.05 初め MPIGO 内に浸透していたボッカーリーが、リベリア人傭兵によって射殺。これには、リベリア・シエラレオネの元の仲間との仲間割れによるものという説と、MPCI が暗殺させたという説がある（EIU June 04, p.17）。
- 2003.05.03 西部地域の治安回復のための多国籍軍派遣の前提として、FANCI と反乱軍 3 派の間で休戦協定が締結。2 本の休戦ラインを設定し、その間を多国籍軍が活動する信頼醸成地域とする。この協定に基づき、ECOWAS 軍、フランス軍が、FANCI、反乱軍との共同で西部に展開（5/23）。（EIU; SG Rep.030808: pr.2-3）
- 2003.05.13 国連安保理決議 1479。国連コートディヴォワール派遣団（MINUCI）創設。事務総長特使の補佐にあたる限定チームと対軍調整グループを含む。後者は当初 26 人を派遣し、事務総長の判断に応じて 50 人の追加要員を送る。任期は 6 ヶ月。バングラデシュ人の Abdul Haziz 准将が団長。
- 2003.05.22 挙国一致内閣の信頼醸成措置の一環としてブアケで閣議が開催（EIU）。公共サービスの再建案の検討も目的（SG Rep.030808: pr.14）
- 2003.05.28 政府がマルクーシ合意の実施のためのプログラム草案を作成。主な内容は以下の通り：国籍証・外国人の権利に関しては国家帰化委員会を設立して検討（予定では 9 ヶ月間活動）；独立選挙管理委員会の再構築（作業は 8 ヶ月間）；大統領の被選挙権問題は向こう 5 ヶ月で合意に則り結論を出す（SG Rep.030808: pr.8-11）
- 2003.06 下 国連安保理がコートディヴォワールに調査団を派遣。団長はイギリスの国連大使 Greenstock。マルクーシ合意より憲法が上位にあり、憲法が保障する大統領権限を手放すつもりはないとの従来からの見解を繰り返すだけのバボに、グリーンストックが激怒して、会談を早々に切り上げたとされる。（EIU Sep.03, p.13-4）
- 2003.06.27 ソロが RTI の建物で「愛国青年」によって取り囲まれるという事件が起こる。政府は非難の談話を出す、RTI 職員の手引きで愛国青年が立ち入ったことは明らか。反乱軍側はこれを暗殺計画と批判（SG Rep.030808: pr.16）。6/30 に反乱軍は、支配地での非常事態宣言、反乱軍閣僚の閣議参加の停止、政府軍支配地に通ずる道路の封鎖からなる声明を発表。（EIU Sep. 03, p.19）
- 2003.07 初め RDR が 8 ヶ月ぶりの記者会見。FPI に対する意見表明を控えてきた同党は、この記者会見で国防相・国内治安相人事を進めていない FPI に対して公然と批判。（EIU Sep. 03, p.19）

- 2003.07.04 大統領と反乱軍が恩赦法案に合意。国民議会に付議。
- 2003.07.04 FANCI と反乱軍が戦争終結の共同宣言 (SG Rep. 031104:pr1)
- 2003.07.09 挙国一致内閣が、世銀と UNDP の支援の元で進めてきた DDR プログラムのタイムテーブルが発表。これとあわせて DDR 全国評議会も設立されていた。兵力引き離し (cantonment) を 7/31~8/15、武装解除を 8/20~9 月初旬、動員解除を 9 月末までに、再統合を 10/20 までに終了させるというもの (SG Rep.030808: pr.12)。
- 2003.07.11 反乱軍支配地での DDR 調整オフィスがブアケに開設 (SG Rep.030808: pr.12)。
- 2003.07.25 ジャラ首相が DDR プログラムを国連安保理に報告 (SG Rep.030808: pr.12)。
- 2003.08.04 国連安保理決議 1498。ユニコーンと ECOMICI の活動期間を 6 ヶ月延長。
- 2003.07 下 RTI 理事長と事務局長を停職とするコミュニケーション相決定が違法であるとの判断を最高裁が下す。国営企業のトップ人事は大統領の裁可が必要であるとのこと。この人事は、6 月下旬のソロ襲撃事件を受けて態度を硬化させた新勢力への譲歩として、閣議で認められていたもの。(EIU Sep. 03, p.20)
- 2003.08.06 恩赦法が国民議会で採択。2000 年 9 月~2002 年 9 月の時期に国家の治安を害する政治的行動をとった者に対して特赦を与え、帰国を認めるもの。同法は人道や経済的損失に対しては対象としていない。事実認定以前の法律制定に対して反乱軍側が異を唱え、DDR プログラムの開始が遅れることに (SG Rep.030808: pr.12-13)
- 2003.08.07 独立記念日の演説でバボは、軍隊の増強の必要性を訴える (EIU Sep. 03, p.18)。反乱軍は記念式典をボイコットし、ブアケで独自のセレモニーを行う (SG Rep.031104: pr.8)
- 2003.08.08 MINUCI 活動に関する国連事務総長による第 1 回報告 (S/2003/801)
- 2003.08 バボが FPI 支持者を中心とする憲法委員会人事を発表する。委員長に Yanon Yapo (EIU Sep. 03, p.18)。事務総長報告書によれば、憲法委員会のメンバーは 8 人で、うち 6 名が FPI 支持者であり、この人事は社会的な反感を呼んでいるとの懸念が表明されている (SG Rep.040106: pr.25)。メンバーが 8 人ということは、元大統領としてベディエが参加したということであろう。
- 2003.08.06 ベディエが帰国。
- 2003.08.21 反乱軍の軍事部門の有力者と見られる"IB"こと、I・クリバリ (Ibrahim Coulibaly) がシャルルドゴール空港でアビジャンに向かうところを、7 人の傭兵とともに逮捕。フランス当局が 2003 年に制定された「テロリストとの協力」「傭兵の雇用」を禁ずる法律を適用するのは初めて。政府は、IB が大統領暗殺を計画していたとして批判。アビジャンで 50 人あまりを一斉逮捕。元軍事政権閣僚の Abdoulaye Coulibaly と Soumaila Diabakate も拘束される。これに対して MPCCI と RDR がこの逮捕がでっち上げであると反論。反乱軍支配地で IB 解放を求める数千人規模のデモ。

- 2003.09 初め フランス政府はバボ大統領のフランスへの公式訪問の可能性について言及。日程として 10 月末から 11 月初めが示唆される (EIU Sep.03:22)。IB 逮捕事件、またこの時期から反乱軍内部の統制の乱れが報道されはじめたこととあわせて考えると、この時期フランスは、バボ政権との関係修復による和平の推進というオプションを模索していた節がある。しかし、この方針は 10/21 のジャン・エレヌ射殺事件によって頓挫する。
- 2003.09.12 バボ大統領が国防相・国内治安相人事を発表。国防相に元公務員の René Amani、国内治安相に人権活動家の Bléou Martin。両者とも政党間協議で名前が挙がっていた人物であるが、RDR と反乱軍は、指名手続きがアクラ II 合意に則っていないとして反対の意思を表明。しかし両大臣は 9/13 に就任宣誓を行う。(SG Rep. 031104: pr.6)
- 2003.09.23 反乱軍が挙国一致内閣から離脱。DDR 評議会からも離脱。国防相・国内治安相人事と、首相に十分な権限が委譲されず挙国一致内閣が機能していないことへの抗議が理由。反乱軍の離脱声明後、FANCI が 24 時間にわたって反乱軍支配地に通ずる道路を封鎖 (SG Rep. 031104: pr.7,9)。
- 2003.09.25 ブアケの BCEAO 支店で強盗事件。強奪金の分配をめぐる犯人同士の銃撃戦で 23 人が死亡。MPCI はユニコーン部隊の応援を要請し、共同でブアケの治安回復にあたる (SG Rep.031104: pr.14)。この事件について EIU は、反乱軍内部の諸派間の抗争であるとの判断を示し、反乱軍内部の統制という問題が浮き彫りにされていると指摘している (EIU De. 03: 19-20)
- 2003.09.26 野党 6 党 [どの政党か明記なし] が共同覚書を発表し、反乱軍閣僚の復帰を妨げる問題点として、民兵の活動、首相への不十分な権限委譲、RTI 問題に端的に見られた公務員の規律を指摘 (SG Rep. 031104: pr.10)。
- 2003.10.02 「武装蜂起への国民抵抗記念日」と称して「愛国青年」がアビジャンでデモを開催。動員は 3 万人ほど。この後、PIT を除く全野党がマルクーシ支持デモを近日中に開催するという意向を発表する (EIU, Dec.03, p.14-15)
- 2003.10.16 野党共同覚書への応答として、この日の閣議で、民兵組織 GPP の解体、RTI の準国営法人化 (これによりトップ人事は大統領の裁可の必要がなくなる) が決定される。また、ジャラ首相の任期が 6 ヶ月延長される (SG Rep. 031104: pr.11)。またこの日、公共の場でのデモ禁止令 (期間 3 ヶ月) も発令され、これを SG Rep では、野党共同覚書への応答としているが、どう見てもこれは、主要野党によるマルクーシ支持デモの抑止を狙ったものである (EIU もこの判断を示している)。バボ側は集会禁止令発出の理由として、デモによる物的損害を抑止するためとした。ただ、10/10 に GPP による破壊的デモ (電気、携帯、水道会社が標的。いずれもフランス資本) が行われていることから見て、GPP のデモは禁止令を発出するための口実作りと見られる。16 日の GPP 解体もこれを受けた出来レースに過ぎないだろう (情報は EIU Dec.03, p.15)
- 2003.10.21 野党活動家 12 人が、要人暗殺計画の容疑で逮捕される (EIU Dec.03, p.17)。
- 2003.10.21 RFI のジャーナリスト Jean Hélène がアビジャン警察庁本部で、Dago Séry 巡査部長によって射殺される。エレヌ記者はこの日逮捕された 12 人の野党活動家と面会するのを待っていたところだった。この事件は国際的な非難を浴びるが、バボ政権の支持者は、同記者がスパイであるとか、虐殺計画を遂行中だったなどの中傷宣伝を行う。この事件をきっかけに反マ

- ルクーシ・デモ以来沈静化していた反仏的言動が再燃。フランスは、シラク大統領自らが非難声明を出し、バボの公式訪問の予定を取り消す。この射殺事件に関してバボ大統領は、「戦争の犠牲者」と談話 (EIU Dec.03: 18-20)。
- 2003.11.04 MINUCI 活動に関する国連事務総長による第 2 回報告 (S/2003/1069)。
- 2003.11.12 バボ大統領が国連安保理宛に MINUCI のマンデート強化と PKO 派遣を求める書簡を提出 (SG Rep.040106: pr2)。
- 2003.11.13 国連安保理決議 1514。MINUCI の任期を 2004 年 2 月 4 日まで延長。
- 2003.11.17 ドゥエ参謀総長が、反乱軍が挙国一致内閣を離脱した以上、休戦協定を遵守する条件が失われたとし、戦闘再開がいつでも可能だとする声明を出す。その直後、軍報道官が戦闘再開が近いとする見解を否定。ドゥエ発言について EIU は、ドゥエの忠誠を試す大統領側からの圧力に屈した行動だと分析。その傍証として、12/2 (後述) の辞表提出を挙げている。これをとらえ EIU は軍隊内部の分裂が顕在化してきた証との見方を示している (EIU Dec.03, p.16)。軍報道官がすぐに否定したことから見て、ドゥエの辞表提出はこの発言への責任をとったもののように見られるが、そのことについて EIU では言及がない。
- 2003.11.18 ドゥエ発言に対抗して、MPCI は支配地に非常事態宣言を発出し、ブアケで重火器 (対空機関砲やロケット弾など) を誇示するパレードを行う。
- 2003.11 アクラで ECOWAS のミニ・サミット開催。10 月に行われたジュフ・元セネガル大統領、クフォー・ガーナ大統領、オバサンジョ・ナイジェリア大統領のアビジャン訪問を受けた、西アフリカによる和平促進の試み。コンパオレが出席した点が注目される。挙国一致内閣の身辺警護のために 80 人の要員を追加派遣することを決定。また、国連に対してプレゼンス強化を要請。フランスもこれを支持。(EIU Dec.03: 21)
- このミニ・サミットの日付が特定できないが、ECOMICI 強化と PKO 派遣を求める ECOWAS 代表閣僚団が安保理を訪問したのが 11/24 とのこと (SG Rep.040106: pr.2) なので、その直前であろう。
- 2003.11.21 ドヴィルバン・フランス外相がリーブルヴィルを訪問し、ボンゴ同席のもとバボと会談 (EIU Dec.03: 20)。EIU は、理由は定かでないとしながらも、この会談が転機になって、バボが和平への意志を示すようになったと分析している (EIU Mar.03: 13)。
- 2003.11.24 ブライアント・リベリア NTGL 議長 [テイラー失脚後の暫定国家元首] がアビジャン訪問し、バボと両国の和平プロセスについて意見交換。リベリアでの DDR プロセスとリベリア兵の本国帰還が、コートディヴォワール西部の治安情勢にプラスの効果をもたらすことが確認された一方で、リベリアからコートディヴォワールへ武器が流入することへの懸念も指摘された (SG Rep.040106: pr22)
- 2003.11.26 バボ・コンパオレ会談がボボ・ジュラッソで開催。翌日バボは和解的な姿勢を示し、和平に対するフランスの意志を認める発言を行う。フランスもこれを評価 (EIU Dec.03: 21-22)
- 2003.11.28 バボ・トゥーレ会談がバマコで開催 (SG Rep.040106: pr22)。この一週間の

- 間にバボは、隣接国 5 つのうち 3 つの国家元首との会談を行ったことになる。
- 2003.11.30 FANCI と愛国青年の 100 人の軍勢がムバイアクロで休戦ラインを侵犯し、ユニコーン部隊と衝突。これに続いて FANCI 兵士が一時的に RTI を占拠。彼らは大統領の支持者を名乗り、ドゥエ参謀総長など数名の FANCI 幹部の解任、フランス軍の撤退、戦闘再開を訴える。翌 12/1 には 200 人の愛国青年がアビジャン BIMa 前で抗議行動を行い、催涙弾で解散させられる。これらの事件で和平に向けた機運は早々にしぼむことに (EIU Dec.03: 22)
- 2003.12.02 ドゥエ参謀総長と Grégoire Touvoly 憲兵隊長が、バボへの忠誠を示すためとして辞表を提出。大統領はこれを拒否 (EIU Dec.03, p.16)
- 2003.12.3-11 国連が PKO 派遣に向けた調査団を派遣。
- 2003.12.04 バボ大統領が、DDR プロセスを 12/15 に開始し、その後ブアケに自ら赴き、戦争の終結を宣言するという声明を一方向的に発出する。またその後フランスも訪問し、大統領と会談することも表明 (EIU Dec.03: 22)
- 2003.12.04 バボ大統領を座長として、FANCI と反乱軍の高官による協議が開催され、DDR プロセスの再開が合意される。この合意に基づき、反乱軍からの捕虜の引き渡し (12/7)、信頼醸成区域からの重火器の撤収 (12/13)、検問の段階的廃止が開始される (SG Rep.040106: pr.16-17)
- 2003.12.05 ジャラ首相がブアケを訪問し、反乱軍に対して挙国一致内閣への復帰を要請 (SG Rep.040106: pr.18)。
- 2003.12.10 RTI で「ニンジャ」を名乗る民兵組織が、FANCI・憲兵隊と銃撃戦 (SG Rep.040106: pr.18)。
- 2003.12.19 反乱軍兵士の集団がブアケの放送局を占拠し、IB を和平プロセスの意志決定に関与させることと、それを反乱軍の挙国一致内閣復帰の条件とすべきことを訴える (SG Rep.040106: pr.19)。
- 2003.12.22 憲法第 53 条に則ってコンセンサス首相に権限を委譲することを確約した書簡をバボが発出 [アクラⅢ合意の第 11 項に明記されているもの。誰宛か不明。] (Source?)
- SG Rep.040106: pr.20 によれば、「2003 年 12 月 12 日にバボ大統領は、マルクーシ合意のプログラムを実現するための執政権限を、選挙の実施まで首相に委任するとの書簡を、首相宛に発出した」とある
- 2003.12.23 反乱軍スポークスマンが挙国一致内閣からの離脱の終結を宣言 (SG Rep.040106: pr.19)
- 2003.12 下 アリオ＝マリ・フランス国防相がコートディヴォワール訪問。この訪問で反乱軍側は従来拒否してきた北部地域へのフランス軍の立ち入りを許可する (EIU Mar.04: 16)
- 2004.01.06 MINUCI 活動に関する国連事務総長による第 3 回報告 (S/2004/3) において、国連事務総長は、マルクーシ合意に謳われた主要諸改革については、選挙実施前に国民投票にかける必要があるとのバボの主張に対し、現実的ではないとの判断を示しながらも、少なくとも憲法第 35 条の改正のみは憲法に従えば国民投票にかけられるべきものであるとの判断を示す



(pr.28)。マルクーシ合意の持つ問題点を間接的ながら国連が認めたものとして注目してよい。

またこの報告書で、事務総長は、ECOMICI 単独での任務遂行が困難との認識に立って、国連 PKO の派遣と、ECOMICI の PKO 部隊への編入を提言。部隊規模として 6,240 人という数字が出される。(SG Rep.040106: pr.61-70)

この日、反乱軍が 9/23 の離脱宣言以来、初めて挙国一致内閣の閣議に参加 (SG Rep.040602: pr.2)

- 2004.01.09 FANCI、反乱軍、ECOMICI、ユニコーンの 4 者が、ヤムスクロで、DDR の共同行動と活動指針に調印 (SG Rep.040602: pr.5)。12/4 の FANCI-反乱軍合意をさらに前進させたもの。
- 2004.01.12 バボーソロ対談が行われる (SG Rep.040602: pr.4)。国民投票問題が議題 (EIU Mar.04: 15)
- 2004.01.25 ソロが FPI 党本部を訪問 (SG Rep.040602: pr.4)
- 2004.01.28 バボが RTI 経営陣の刷新 (SG Rep.040602: pr.4)。おそらく理事長・事務局長の交代人事であろう。Aboke の後任理事長に Maurice Bandaman、Dahily の後任事務局長に Yacouba Kebe がそれぞれ就任 (EIU Mar.04: 22)。反乱軍の閣議復帰に呼応して、政権が一定の歩み寄りの姿勢を示したと見てよい。
- 2004.02.04 国連安保理決議 1527。MINUCI、ユニコーン、ECOMICI の活動期間を延長 (2004 年 2 月 27 日まで)。
- 2004.02.09 事務総長報告 (S/2004/3) の補遺 1。警察・司法・刑務所の状況に関する技術調査団 (2004 年 1 月実施) の報告書の説明。
- 2004.02.05 2 月に入ってすぐのドヴィルパンのアビジャン訪問に続き、この日バボがフランスを公式訪問。EIU は、一時的なものか永続的なものか判断はできないとしながらも、これをフランスとの関係改善の徴と分析。バボのフランス公式訪問は、当初 10 月から 11 月にかけて予定されていたが、ジャン・エレーヌ射殺事件によってフランス側からキャンセルされていた。バボーシラク会談で、フランス側は 2006 年夏までユニコーン部隊を駐留させる意向を表明 (EIU Mr.04: 13-14)。首脳会談とその後のテレビ出演で、バボ大統領は、武装解除の対象となるのは反乱軍だけだとの見解を表明。(EIU Mr.04: 16-17)。
- 2004.02 上 コロゴで反乱軍の幹部の一人である Adama Coulibaly が射殺される。アダマは IB 派の最重要人物 (EIU Mar.04: 20-21)。
- 2004.02.20 ジャラ首相が自ら参加し、プアケで DDR の模擬演習が行われる。この日ジャラ首相は、3 月 8 日に DDR プロセスを開始すると発表 (SG Rep.040602: pr.5; EIU Mar.04: 17)
- 2004.02.23 事務総長報告 (S/2004/3) の補遺 2。PKO 派遣に関する予算見積もり。
- 2004.02.26 ソロが、マルクーシ合意でのすべてのプログラムに関する法案が提出されない限り、2005 年の選挙実施まで武装解除は行わないとの見解を示す (SG Rrep.040602: pr.6)。これで昨年 12 月から 2 月にかけて一定の進展を見せて

きた DDR プロセスが再び頓挫することに。

- 2004.02.27 国連安保理決議 1528。国連コートディヴオワール活動 (UNOCI) 創設。最大 6240 人の軍事要員 (うち 200 人が軍事監視団、120 人が将校) と 350 人の文民警察官からなる。活動期間は 2004 年 4 月 4 日から 1 年間。任務は、①停戦状況ならびに武装集団の監視、②武装解除・動員解除・再統合・再定住・社会復帰 (DDRRR)、③国連要員の保護、④人道活動の支援、⑤和平プロセスの促進の支援、⑥人権問題への支援、⑦広報、⑧公共の秩序維持への支援。これに伴い ECOMICI を UNOCI に統合する。MINUCI、ユニコーン、ECOMICI の活動期間を 2004 年 4 月 4 日まで延長。2004 年 4 月 4 日以降 1 年間、ユニコーンに UNOCI の活動全般に対する支援任務を認める (S/RES/1528)。6 ヶ月間の任期の費用総額は 3 億 300 万ドル (SG Rep. add2 040223)。
- 2004.03.04 PDCI が挙国一致内閣への参加を停止すると発表。その理由として、バボ政権による和平プロセスの妨害と、FPI からのベディエに対する執拗な中傷を挙げる (EIU Mar.03: 20)。また、この決定の背景には、閣議の了解なく、アビジャン港のコンテナ・ターミナルを言い値でフランス系企業 Boloré へ売却するという案が発表されたことも関わっている。この件は、PDCI が閣僚を出している経済インフラ相の管轄であった (EIU Jun.04: 13)
- 2004.03.07 PDCI、RDR、UDPCI、MFA と反乱軍 3 派が共同で、挙国一致内閣への参加の停止を宣言。その理由として、マルクーシ合意の履行プロセスの遅滞と、省庁人事に必要な任免権が閣僚に委譲されていない点が挙げられた。これによって翌日からと予定されていた DDR プロセスが再度頓挫することに (SG Rep.040602: pr.7)。反乱軍の閣議復帰によって年明けから和平には一定の進展が見られたが、ここに来て野党・反乱軍側は再度態度を硬化させるに至った。省庁人事の問題が指摘されたところから見て、RTI 人事は単なるポーズに過ぎず、バボ政権が人事権を独占して引き続き政府の活動を遅滞させていることが伺える。
- EIU によれば、マルクーシ推進派の共同声明で指摘されたのは以下の点：①FPI 以外の閣僚が、独自のスタッフや国営企業の経営を自らの権限下に組み込むことが極めて困難であること、②公務員の「不服従」が極めて高いレベルにあること、③行政運営の監督にあたる行政監督局 (Inspection générale d'Etat) に政治的任用が行われていること、④マルクーシ合意に定められた法律制定の遅れ、⑤挙国一致政府のプログラムのタイムスケジュールの不在、⑥憲法委員会が FPI 党派に支配されていること、⑦大統領顧問らによる「パラレル政府」の存在。また、マルクーシ推進派は、PDCI の Alphonse Djédjé Mady を単一のスポークスマンとする調整評議会を設置。「G7」という呼び名もこのときまったとされる (EIU Jun.04: 16)
- 2004.03.10 法相による人事に抗議して「愛国青年」がジャバテ (RDR) 法相宅に押しかける。また、反乱軍閣僚邸にも「追い出す」と称して終結する。ECOMICI とユニコーンが出動して解散させる。翌 11 日に、閣議は [明らかに野党不在の状況で] 集会禁止令を発出する (SG Rep.040602: pr.8)。
- 2004.03.17 マルクーシ推進派は、3/25 に共同で街頭デモを開催する意向を発表 (EIU Jun.04: 13)
- 2003.03.23 バボ大統領が、示威行動は制限された施設内に限定するという大統領令を

発出し、テレビ演説で直接国民に伝える。この演説でバボは、「マルクーシ推進派(Marcoussistes)」から遺憾の意を表明する覚書を受け取ったことを明かし、覚書を検討する会合を3月29日に開催する予定だとして、暗にデモの中止を呼びかける (SG Rep.040602: pr.8)。

ソロは、野党と共同のデモには参加せず、支配下の都市でのみ独自に開催するとの意向を表明。対立激化を抑制しようという意図のもの (EIU Jun.04: 13)

- 2004.03.24 コートディヴォワールにおける緊張の高まりを受け、国連事務総長が大統領と野党指導者に対して自制を呼びかける。同日クフォー大統領は、ナイジェリア外相を伴ってアビジャンを訪問し、大統領と野党指導者と面会。同じく自制を求める。バボはアビジャン市内への FANCI 部隊の配置を行う (SG Rep.040602: pr.9)。前日の FANCI パトロールは、戦車、戦闘ヘリ、ジェット戦闘機が動員されていた (EIU Jun.04:13)
- 2004.03.25 マルクーシ推進派のデモがアビジャン、ヤムスクロ、ブアケで開催。アビジャンではとりわけ暴力的に鎮圧される。ヤムスクロでも鎮圧。ブアケでは平和的に開催。集会は午後には解散させられたが、アビジャン市内および近郊での暴力と逮捕は翌日まで続く。犠牲者数は情報源によって異なるが、5月に発表された国連調査団の報告書は、死者120名、負傷者、274名、行方不明者20名という数字を示す。鎮圧にあたったバボ政権側は、デモ隊が武装していたことを暴力的鎮圧の理由としてあげていたが、報告書は、デモ隊が武装していた事実は認められず、不釣り合いに暴力的な鎮圧が行われたと指摘 (SG Rep. 040602: pr.10,12)。死者数に関する国連の数字は上述の通りであるが、警察発表によれば37人、野党側に抛れば350~500人であった (EIU Jun.04:13)
- 2004.03.31 マルクーシ推進派が対話再開の条件を大統領に示す。憲法に定められた権利であるデモの開催許可、マルクーシ合意署名勢力の身辺警護の増強、3月25日のデモの死者の葬儀・追悼集会の開催許可、国営メディアに対して全政党にバランスのとれたアクセスを認めること、3月25-26日の事件に関する国際調査団の設立、が挙げられる。政権側も、国際調査団の設立を国連に対して求める (SG Rep.040602: pr.11)
- 2004.04.04 UNOCI 発足。MINUCI と ECOMICI は UNOCI へ再編される。ECOMICI 司令官の Abdoulaye Fall 少将 (セネガル) が UNOCI の軍隊司令官 (Force Commander) に着任 (SG Rep.040602: pr.25)。
- 2004.04.08 バボ大統領がテレビ演説で、閣議に復帰するよう野党側に呼びかけ。首相に対して DDR プロセスを再開するよう求める (EIU Jun.04: 12)
- 2004.04.15 3/25-26 の事件に関する国連の調査団が来訪 (4/25 まで) (SG Rep.040602: pr.12)
- 2004.04.16 精力的な国際的な仲介を受けて、バボは、デモ禁止令を撤回し、追悼集会の開催も承認するなど、和解の姿勢を示す (EIU Jun.04: 14)
- 2004.04.18 フランス系カナダ人ジャーナリスト Guy André Kieffer が行方不明になっていることが公式に明かされる。 (EIU Jun.04: 21)
- 2004.04.24 UNOCI、ユニコーン、コートディヴォワール治安部隊が厳戒にあたる中、マルクーシ推進派の追悼集会が1万人を動員して行われる。翌25日に、「愛

国青年」が2万人規模の集会を開催 (SG Rep.040602: 17)。「愛国青年」は当初、追悼集会にあわせた集会を予定していたが、最終的には翌日に延期した。この対抗集会には、シモーヌとママドゥ・クリバリが来賓として出席した (EIU Jun.04: 19)。

- 2004.04.26 ソロがコロゴでの集会で、バボ退陣が武装解除の条件だとの見解を示す。また、反乱軍支配地の社会サービスと警察力の整備に取り組む意志を示す (SG Rep.040602: pr.18)
- 2004.04.28 マルクーン推進派の代表団が、UNOCI の警護のもと、和平促進のための会合を持つため反乱軍支配地を訪問 (SG Rep.040602: pr.18)。団長はマディ (PDCI)。ブアケとコロゴを訪問し、地元の名士との会談、ソロを交えたセミナーを行う (EIU Jun.04: 17)
- 2004.05.05 ジャラ首相は、マルクーン推進派が掲げていた閣議復帰の条件のうち、国营メディアへの公平なアクセスと警護の強化について取り組みを約束 (SG Rep.040602: pr.19)。これにより 3/31 に提示された閣議復帰の条件については、さしあたりすべて対応がなされたことになる。
- 2004.05.06 国民議会は、身分証明問題をはじめとするマルクーン合意関連法案の審議を再開する意向を示す (SG Rep.040602: pr.19)
- 2004.05.12 ベディエが、英米仏蘭4カ国の大使をダウクロに招き、会談。この会談での大使たちからの招請を受けて、5/28 のバボーベディエ会談が行われた。(EIU Jun.04: 18)
- 2004.05.13 2004年3月25日の事件に関する国連調査団の報告書が事務総長書簡の形で安保理に提出される (S/2004/384)。FESCI を中心とする FPI 支持者が、アビジャン、ヤムスクロ、ダロア、ボンドゥクの UNOCI 事務所前で、報告書への抗議と反乱軍の即時武装解除を求める集会を行う (SG Rep.040602: pr.12,20)
- 2004.05.17 EIU によれば、国連調査団の報告書が公開されたのがこの日。公開から 24 時間にわたってアビジャンでは国際 FM が視聴できなかった。EIU はまた、国連調査団報告書は、5/3 に RFI によってリークされ、これに対してバボ支持者が政治的に偏向した内容で、フランスによる不安定化工作だとの抗議していた。しかし、結局リークされたものは公式発表の内容と同じであった。バボは、国連調査団の報告書が政治的に偏向している、事実と異なるという内容の書簡をアナン事務総長宛てに送る (EIU Jun.04: 20)
- 2004.05.18 バボ大統領が、閣議をボイコットしている野党・反乱軍側閣僚への手当 (給与、待遇、公用車、宿舎) を閣議復帰まで打ち切ることを唐突に発表。同時に、ソロと Patrick Achi (PDCI) を含む 3 人の閣僚の罷免を発表。これに対し、反乱軍側は、5/20 に、ヤムスクロにいる反乱軍の代表団全員をブアケに引き上げることを声明。緊張が一気に高まる。5/20 にアナン事務総長が、自制を求める声明を出す (SG Rep.040602: pr.21; EIU Jun.04:14, 17)。
- EIU によれば、5/18 の大統領声明では、「罷免されるべき閣僚のリストを首相に手渡した」ことのみが明かされ、名前は示されなかった。名前が明らかになったのは、2 日後 (5/20) のことで、それも「首相の提案により」という補足が付けられてのことだった。第 3 の罷免された閣僚は、MJP の Youssef Soumahoro (技術教育・職業教育相)。バボは、3 ポストに FPI か

- ら代行を就任させる。EIU は、スマホロの解任理由ははっきりしないが、ソロとアチについては、人事と民営化計画をめぐって FPI による省庁支配を鋭く批判してきた人物として意図的に対象となったと分析している (EIU Jun.04: 14-15)
- 2004.05.24 ソロが、もはや大統領の権威は認めず、ジャラ首相の権威しか認めないと声明 (EIU Jun.04: 17)
- 2004.05.28 ベディエとバボが、ヤムスクロのバジリックで 4 時間に渡って直接会談。(EIU Jun.04: 18)
- 2004.06.02 UNOCI 活動に関する国連事務総長による第 1 回の進捗報告 (S/2004/443)。
- 2004.06.04 バボが、土地法と国籍法に関する法律を発令。しかし、その内容は、マルクーシ合意で求められている内容にはほど遠いものであった。(EIU Jun.04:22)
- 2004.06.05 「愛国青年」500 人が BIMa 前で抗議集会。反乱軍の武装解除を行うか、即時撤退するか訴える (SG Rep.040827: pr.3)
- 2004.06.06 反乱軍側の「未統制分子」が、ゴイタフラで FANCI とユニコーンと戦闘。FANCI は戦闘ヘリを用いて反攻し、死者 20 人を出す (EIU Jun.04: 15)。「未統制分子」の総勢は 30 人ほど。ゴイタフラの衝突後、FANCI 側は戦闘ヘリを使って北部のいくつかの拠点に攻撃を仕掛ける。反乱軍側に負傷者が出た。反乱軍側は自らの関与を否定 (SG Rep.040827: pr.3)。なおこの事件は、EIU では 6/7 に起こったとされているが、ここではとりあえず SG Rep での日付に拠った。
- 2004.06.07 「愛国青年」がアビジャンのフランス大使館前で暴力的な抗議行動を行い、ユニコーンと UNOCI にも襲撃をかける。国家警察の介入によって解散させられる。UNOCI に軽傷者が出る (SG Rep.040827: pr.4)
- 2004.06.20 ECOWAS ミニサミット (於アブジャ)。クフォー、オバサンジョ、エヤデマ、バボが会談し、対話再開に向けた取り組みについて協議する。挙国一致内閣を再結集させることが必要だとの見解がバボに対して示される (SG Rep.040827: pr.6)
- 2004.06.20 IB 支持者とおぼしき「未確認の」重装備部隊がコロゴの反乱軍拠点を襲撃。民間人 11 人の死者とその他負傷者が出た。襲撃部隊は、ソロの車列も襲撃したが、けが人はなかった。新勢力の軍事部門は、これらの襲撃者がバボとコンテ・ギニア大統領の支援を受けているとの声明を発表。翌 21 日には、ソロ派と IB 派の衝突が起こり、何人かの「処刑者」が出た。ここには IB 派の司令官 1 名が含まれている。IB 派の襲撃後、新勢力側は、数多くの家宅捜索と逮捕を実行し、拷問、略式裁判、行方不明などの事例が報告された。コロゴでは 25～26 日にも両派の散発的な衝突が起こった。8 月に現地入りした UNOCI ミッションは、大量の遺体 (Mass grave) を 3 箇所で見つけた。少なくとも 99 の遺体が発見され、死因は銃撃か窒息であった (SG Rep.040827: pr.28, 38)
- 2004.06.21 ECOWAS ミニサミットを受けて、バボ大統領が、和平プロセスを推進する旨のテレビ演説を行う。大統領は、UNOCI とユニコーンを「和平のための同盟者」と位置づけ、彼らに対する攻撃を非難。政府に対して、残りの法案を速やかに議会に提出することを勧告。今後の和平プロセスの最優先課

- 題として、DDR、国土の再統合、2005年10月までの選挙実施の3点が言及される (SG Rep.040827: pr.7)
- 2004.06.22 国連人権高等弁務官が、マルクーシ合意で約束された国際人権調査団を設立 (SG Rep.040827: pr.39)
- 2004.06.23-24 和平プロセス推進に向けた6/20以降の動きを後押しする目的で国連安保理ミッションがアビジャン訪問。7/28までに国民議会ですべての法案が承認されるよう取り組みを求める (SG Rep.040827: pr.8)。この安保理ミッションには、15の理事国からロシアを除く14カ国が参加 (EIU Sep: 13)。
- 2004.06.23 安保理ミッションとマルクーシ推進派の会合が行われていたチアマ・ホテルに100人あまりの「愛国青年」が押しかけ、国連の車両を破壊。翌24日に「愛国青年」の一団が、選挙管理委員会の件を審議中の国民議会に乱入し、反乱軍からの委員任命に反対するアピールを行う (SG Rep.040827: pr.29)
- 2004.06.25 バボーボンゴ会談 (於リーブルヴィル)。対話再開に向けて意見交換 (SG Rep.040827: pr.9)
- 2004.06.25 ヤムスクロでパトロール中のユニコーン兵士が、FANCI兵士の発砲により死亡。両軍の交戦は起こらなかった (孤立した事件として扱われた)。(SG Rep.040827: pr.32)。ユニコーン兵士の死亡は2003年8月以来のことで、累計で3人目となる。
- 2004.06.29-30 バボが、ジャラ首相臨席のもと、マルクーシ推進派と会合を持つ。反乱軍はこれに参加しなかったが、会合に先立ち、他のマルクーシ推進派の決定に同調するとの見解を示す (SG Rep.040827: pr.10)
- 2004.07 初 ボンゴが、FPIを含むコートディヴォワールの主要政治勢力の代表団と会談。RDRはワタラ、反乱軍はソロとの直接会談が実現 (SG Rep.040827: pr.9)。
- 2004.07.06 AU総会にあわせ、コートディヴォワール問題ミニサミットが開催 (於アジスアベバ)。ベナン、ブルキナ、コートディヴォワール、ガボン、ガーナ、マリ、ナイジェリアの大統領、トーゴ首相、ECOWAS常任事務局長が参加。政治的停滞の打開、挙国一致内閣の再建、すべての準軍事部隊・民兵の解体が呼びかけられる。また大統領と首相を含む、全政治勢力の間の会合を7月下旬にアクラで開催することも決められる。アクラ会議の成功のために、コートディヴォワール、ブルキナ、マリの3国が密接な協議を行う枠組みも合意された (SG Rep.040827: pr.11)
- 2004.07.07 「愛国青年」がサンペドロで2人のUNOCI軍事オブザーバーを襲撃。ケガはなかった。先月のアビジャンでの事件とあわせ、UNOCIの車両30台が損傷を被った。また同じ時期、UNOCIに対する「愛国青年」の攻撃は、アビジャン市内、ポール・ブエ、ヤムスクロなどでも発生。いずれもゴイタフラ事件を、国際的な陰謀とみなす (SG Rep.040827: pr.4)。
- 2004.07.26 バボーベディエ会談 (ヤムスクロのバジリックにて)。とくに成果なし (EIU Sep.04:14)
- 2004.07.27 コートディヴォワール、ブルキナ、マリの3カ国首脳会談 (於バマコ)。(SG

Rep.040827: pr.13)

- 2004.07.28 国民議会は土地法に関する改正案を可決。しかし、国籍法と選挙管理委員会のメンバーに関しては結論を出せず (SG Rep.040827: pr.13)
- 2004.07.29-30 アクラ会談。マルクーシ合意署名全勢力とバボ大統領、ジャラ首相が一堂に会する。バボが反乱軍と初めて直接同席。クフォー (ECOWAS 議長) とアナンが共同議長を務める。オバサンジョ (AU 議長) ほか、ギニアビサウ、モーリタニアを除く西アフリカ 12 カ国と、ガボン、コンゴ共和国、アンゴラ、南アフリカが国家元首 (もしくは) 国家元首代理を送る (16 カ国中 13 カ国が国家元首を送った)。マルクーシ合意の履行スケジュールを定めた「アクラⅢ合意」に 30 日に署名。要点は、①1 週間以内に挙国一致内閣を招集、②憲法 35 条の問題について大統領は 9 月 30 日までに憲法に定められた権限に則り、何らかの行動をとる、③それ以外の法案について国民議会は 8 月末までに可決する、④DDR は、すべての準軍隊・民兵を対象とするものとし、遅くとも 10 月 15 日までに開始する、⑤大統領から首相へ委譲される権限を明確にする、⑥マルクーシ合意によって設立が約束された国家人権委員会の設置と、同じく同合意で約束された人権侵害に関する国際調査団に対して全当事者が協力する。(SG Rep.040827: pr.14-18; 佐藤 2007)
- 2004.08.08 バボが独立記念日の演説。自分が当初からマルクーシ合意の履行にコミットしてきたと主張し、アクラⅢ合意を称賛する。他方で、憲法の至上性を強調する従来の見解を繰り返す (EIU Sep.04: 16)
- 2004.08.09 バボが、罷免した 3 閣僚の再任と、首相に対する権限委譲に関する大統領令を発出。再任された 3 閣僚も参加した挙国一致内閣の閣議が開催 (SG Rep.040827: pr.19)。ただしバボは、アチ大臣が務めていた政府スポークスマンの任務を、FPI のウライ公務員相に命ずる (EIU Sep.04: 15)。  
→再開された閣議の日付に関しては、EIU と SG Rep の記述に整合しない点がある。EIU は初回閣議を 8/5 とし、これを「全員出席」としたが、閣僚の復職政令が 8/9 だったとする SG Rep の記述と食い違う。ただ EIU は、8/8 の独立記念日演説の翌日に、「初めての実質的な閣議が開催された」と記しており、8/9 に閣議が開催されたということでは SG Rep と一致している。おそらく 8/5 の閣議の「全員出席」は、罷免された者を含まないものだったのであろう。
- 2004.08.11 国民議会の臨時会期が開催 (SG Rep.040827: pr.19)。→SG Rep.041209:pr.4 では、臨時会期は、8/16-8/26。
- 2004.08.16 FANCI、反乱軍、ユニコーン、UNOCI の 4 者協議が再開。2004 年 1 月以来。(SG Rep.040827: pr.33)
- 2004.08.19 バボが一方的に閣僚に 2 週間の休暇を与え、みずからも 10 日の休暇を取る。EIU はこれを政府の活動を遅らせる戦術だと指摘する (EIU Sep.04: 16)
- 2004.08.27 国連事務総長による第 2 次進捗報告 (S/2004/697)。国内避難民が 80 万人、うち 50 万人が受け入れ先が見つからない状況にある。国を離れたものの数は 40 万人に上る。(SG Rep.040827: pr.46)
- 2004.09.29 国民議会の第 2 回臨時会期が閉会 (EIU Dec.04: 15)

- 2004.10.06 国民議会の第2回通常会期が開会 (SG Rep.041209: pr.8)
- 2004.10.07-11 ブアケ、マン、ブナで武装解除に反対する数千人規模の抗議行動が起こる。UNOCI とユニコーンが鎮圧のため出動 (SG Rep.041209: pr.7)
- 2004.10.09 予定された法改正が行われていないことを理由に、ソロが 10/15 に DDR を開始しない意向を表明 (SG Rep.041209: pr.8)
- 2004.10.11 FANCI と反乱軍の代表が、ヤムスクロ共同宣言を発表。これは 2003 年 7 月 4 日に確認された敵対停止を再確認し、10/15 からの DDR プロセスへのコミットメントを意思表示したもの (SG Rep.041209: pr.6)
- 2004.10.12 バボは、DDR が開始されない限り憲法 35 条改正法案を国民議会に送らないとの意志を示す。また、国家の一体性が危機に晒されている状態での憲法改正を禁ずる憲法 127 条の存在に言及する (SG Rep.041209: pr.8)
- 2004.10.23 新勢力の 5 人のメンバーを乗せ、ブアケに向かおうとしていた UNOCI の航空機が、ヤムスクロで FANCI の武装部隊に包囲される事件が起こる。UNOCI 側の介入により、離陸を認められる (SG Rep.041209: pr.11)
- 2004.10.26 新勢力が閣議への参加を停止し、支配地で非常事態宣言を発出する。この 2 日前の 10/24 に、新勢力は、ブアケへ大量の武器をひそかに運び込もうとしていたトラックを発見したと発表しており、態度を硬化させていた (SG Rep.041209: pr.12)
- 2004.11.04 武装解除期限が守られなかったことを理由に政府軍が攻撃再開。FANCI がブアケとコロゴに爆撃。死傷者を出す。この日ブアケを初めとする北部諸都市で電気と水道が停止する。アビジャンでは、「愛国青年」が、反乱軍閣僚の宿舎となっていたゴルフ・ホテルを包囲するが、UNOCI とユニコーンによって解散させられる。FANCI 部隊が首相府を占拠。CNDDR 事務所、PDCI、RDR、3 つの新聞社が愛国青年の襲撃を受ける (SG Rep.041209: pr.14-15)。爆撃に使われた機種はスホーイ。ベラルーシ人のパイロットが操縦との報道 (EIU Dec.04:14) RFI、BBC、Africa No.1 の FM 放送が受信できなくなる。また、愛国青年の襲撃を受けた新聞社は、Le Patriote、24 Heures、Le Nouveau Réveil、Le Jour、Le Front (EIU Dec.04: 16)
- 2004.11.05 ソロが任命していた RTI 理事長が、FPI 系の人物に交代させられる。FANCI の爆撃続く。地上部隊の移動もみられる (SG Rep.041209: pr.16)。信頼醸成地域へ入ろうとした FANCI 軍とユニコーンがティエビスで交戦 (EIU Dec.04: 14)。RTI の新理事長は、ソロ人事で解任されていた元 RTI 事務局長の Jean-Paul Dahily (EIU Dec.04: 16)。
- 2004.11.06 FANCI による爆撃がボンゴラ (Bongora)、プロボ、ブアケに対して行われる。13 時 30 分頃、ブアケのユニコーン部隊基地が爆撃され、フランス兵 9 人、アメリカの民間人 1 名が死亡。フランス兵 38 人が負傷。ユニコーン部隊は、ヤムスクロの FANCI 基地で戦闘ヘリと戦闘機を破壊。FANCI の大規模な部隊がブアケへ進軍し、ブアケ南部のサカスと北東部で新勢力軍と交戦。ユニコーン部隊は、アビジャン国際空港を掌握。夕刻から「愛国青年」による暴動が発生。暴動はヤムスクロとサンペドロでも発生。(SG Rep.041209: pr.16-20)。
- 2004.11.07 FANCI が信頼醸成地域からの撤収を行う。しかし、この後展開した UNOCI ・ユニコーン部隊と FANCI の小競り合いで、FANCI 兵 2 名が死亡



- する。ズエヌラ付近で UNOCI が新勢力軍から発砲されるが、話し合いにより解決。バボ大統領が事態の沈静化を呼びかける声明を出す (SG Rep.041209: pr.16, 21)。
- 2004.11.08 バボがクリバリ国民議会議長と会談し、ユニコーン、UNOCI、FANCI がアビジャンの治安警戒を共同で行うことが決定される (SG Rep.041209: pr.21)。
- 2004.11.09 ユニコーン部隊と愛国青年がホテル・イヴォワール前で衝突。ムベキーバボ会談 (アビジャン)。(SG Rep.041209: pr.18, 24)
- 2004.11.11 ムベキがワタラ RDR 党首、ジェジェ・マディ PDCI 幹事長・G7 スポークスマンと会談 (プレトリア)。(SG Rep.041209: pr.25)
- 2004.11.14 オバサンジョ AU 議長がアブジャで西アフリカ地域首脳を集めて、コートディヴォワール問題を協議するサミットを開催。コートディヴォワールの紛争当事者に対して休戦協定の遵守を呼びかけ、国際社会に対して同国への武器流入停止を呼びかける (SG Rep.041209: pr.25)。このサミットはバボは参加せず、ママドゥ・クリバリを団長とする使節団を派遣。EIU はこれを、バボに対するオバサンジョのいらだちに対抗して、バボもまたオバサンジョ仲介を尊重しないという姿勢をしめしたものと指摘 (EIU Dec.04:18, 20)。
- 2004.11.15 国連安保理決議 1572。FANCI の停戦協定違反への非難と、これを受けた制裁措置の導入。制裁内容は、①コートディヴォワールへの武器禁輸 (期間は決議から 13 ヶ月間)と、②和平プロセスの脅威となる人物などの入国・通過の禁止と資産凍結を国連加盟国に対して求める (2004 年 12 月 15 日から 12 ヶ月) というもの。2 の対象となる人物は、安保理が創設する委員会によってリストアップされる (S/RES/1572; SG Rep.041209: pr.26)。この決議案はフランスによって提案され、アメリカが全面的に支持した。(EIU Dec.04:18)。旅行制限と個人資産凍結措置の対象となる人物のリストは、安保理メンバー国から構成される委員会 (comité) が作成作業にあたる (S/RES/1572: art.14)。
- 2004.11 下 ドゥエ参謀総長解任。後任に Philippe Mangou 大佐が就任。マングはブアケ・コロゴ攻撃の作戦司令官。EIU は、この人事をバボ政権が本格的に強硬姿勢に転じたひとつの現れと指摘している (EIU Dec.04:21)。
- 2004.11.18 戦闘後初めての閣議。新勢力閣僚は欠席。バボは、出席できない閣僚について「暫定代行」を置く意志があることを表明 (SG Rep.041209: pr.27)。
- 2004.11.20-21 ムベキがソロ、ジャラと会談 (プレトリア) (SG Rep.041209: pr.28)
- 2004.11.25 閣議。新勢力閣僚は引き続き欠席。バボは 7 人の閣僚に暫定代行を兼任させる (SG Rep.041209: pr.27)
- 2004.11.26-27 フランコフォニー国際組織第 10 回首脳会談 (ワガドゥグ)。コートディヴォワール関連決議が採択され、FANCI の攻撃再開への非難とマルクーシ・アクラ III 合意の履行への呼びかけがなされる (SG Rep.041209: pr.28)
- 2004.11.29 中断されていた国民議会第 2 回通常会期が再開 (SG Rep.041209: pr.27)
- 2004.12 メディア関連の法・政令が相次いで成立する。プレスに関する新法が国民

- 議会で可決（12/6）。視聴覚放送に関する新法が国民議会で可決（12/14）。RTIを国営企業とするとの大統領令が発出（12/24）。(SG Rep.050318: pr.53)。これらの改正に関する詳しい説明はないが、SG Rep は批判的に捉えている様子。
- 2004.12.02 ムベキが4日間の日程でコートディヴォワール訪問(SG Rep.041209: pr.27)
- 2004.12.09 国連事務総長による第3次進捗報告(S/2004/962)。850人規模の歩兵大隊を中心に、UNOCIの人員をさらに1200人程度増員すべきとの提案がなされる。(SG Rep.041209: pr.66-70)。この提案は、2005年6月3日の国連安保理決議1603で具体化されることになる。
- 2004.12.23 国連による人権侵害調査団の報告書が安保理に提出される(SG Rep.050318: pr.51)
- 2004.12.下 アビジャンでの街頭デモの禁止令(期間3ヵ月)が発令。事務総長もこれを歓迎(SG Rep.050318: pr.6)。
- 2005.1.31 CI危機における人権侵害に責任のある100人余りを名指しした国連の秘密リストの存在をアナン事務総長が認める。ただし、今後ICCによって訴追がなされる場合、これに予断を与えかねないので非公開とすると述べる(EIU, Mar.2005)
- 2005.02.01 国連安保理決議1584。安保理決議1572で定めた武器禁輸措置の実施体制を整備(①UNOCIとユニコーンの任務に武器禁輸措置の監視と情報収集を追加、②情報の分析などにあたる専門家グループの設置、③武装勢力に保有武器リストを提出させる)(S/RES/1584)
- 2005.02.08 CEIが活動計画を決定するために招集されたが、野党・反乱軍側は参加を拒否。CEIの機構と構成がマルクーシ合意に則っていないというのが理由(SG Rep.050318: pr.18)。
- 2005.02.10 野党がCEIの活動差し止めを求める訴訟を起こす。裁判所は、審理中CEIの活動が停止されるべきだとの見解を示すが、CEIは野党側不参加のまま活動を続ける(SG Rep.050318: pr.19)
- 2005.2.15 ジャラ首相が、2005年10月の選挙実施が難しいとの見通しを始めて公式に発言。これに先立ち、ワド・セネガル大統領、シラク・フランス大統領が、同月初めから2005年10月の選挙実施が難しいのではないかとの見解を示していた。また、選挙日程に対する懐疑的な見方が公言されるようになるのと同時に、フォロゴ、ウォジェらによって、選挙が実施されない場合の大統領任期に関する問題が提起される(EIU mar.05: 18)
- 2005.02.18 PDCI、RDR、UDPCI、MFAが共同でアナン国連事務総長に書簡を送り、選挙を国連が実施するよう求める(SG Rep.050318: pr.19)。
- 2005.2.22 FNが支配地の閣議に相当する軍事委員会を発足。ソロを中核としたFNの指導体制が確立(IB派の排除)に向かう(EIU Mar.05: 19)。さらにこの月には、支配地に銀行が開設されるなど、社会インフラ形成に向けた動きが見られる。
- 2005.2.28 G7がCEIの中立性の欠如を公式に非難(EIU Mar.05: 18)

- 2005.02 末 解任以来公の場に姿を見せなかったドゥエが、スイスに滞在しているとの報道がなされる (EIU Mar.05: 17)
- 2005.02.28 この日の早朝、バボ政権系の民兵組織コートディヴォワール西部解放戦線 (MILOCI) に属するとおぼしき 100 人あまりの武装集団が、信頼醸成地域内のバンゴロ北部のログアレにある新勢力のチェックポイントを襲撃。UNOCI が展開し、ログアレを回復。バングラデシュ兵 1 名が重傷を負う。UNOCI は 87 人を拘束し、武装解除。これらの拘束者は 3 月 3 日にギグロの地方当局に引き渡されたが、翌日釈放された。3 月 1 日にはさらに 500 人ほどの愛国青年がバンゴロに終結したため、新勢力側は、この地域の兵力を増強させることを宣言。UNOCI も展開。この事件に関してバボから非難声明は出されず、これに新勢力側が態度を硬化させる。またこの事件に先立ち、FANCI、新勢力双方による武力行使や犯罪事件がとくに西部において多発していることが、UNOCI によって報告され、ゲレとドゾヤブルキナ系住民の間の衝突も発生したとされる (SG Rep.050318: pr.21-22)。
- 2005.2 バボ政権が新しい仲介者としてモロッコのモハメド 4 世に特使を送る。AU 仲介を尊重するハッサン国王がこれを拒否したことに對して、バボ政権がこれを「悪意」として批判。ハッサン国王は駐コートディヴォワール大使の召還でこれに応じる (EIU Mar.05: 20)
- 2005.03 アビジャンでの街頭デモ禁止令が 3 ヶ月延長 (6/11 まで)。 (SG Rep.050318: pr.6)。
- 2005.03.18 国連事務総長による第 4 次進捗報告 (S/2005/186)
- 2005.4 PDCI と RDR が、「民主主義と平和のためのウフェティスト連合」 (Rassemblement des Houphouëtistes pour la démocratie et la paix: RHDP) を結成
- 2005.4.4 国連安保理決議 1594。国連安保理決議 1528 に定める UNOCI ならびにフランス軍の任期が前日に失効したのを受け、これを 1 ヶ月延長。
- 2005.4.3-6 プレトリア会談。バボ、ベディエ、ワタラ、ソロ、ジャラ、ムベキが署名したプレトリア合意の成立。要点は次の通り：内戦の即時停止の宣言；DDR 手順について政府軍－反乱軍協議を 4 月 14 日から再開；民兵の武装解除の即時開始；憲法 35 条問題に関する最終決定をムベキに一任し、ムベキは 1 週間以内に決定する；選挙実施に国連が関与することを求める；CEI にマルクーシ全署名者を参加させる；マルクーシ合意他の合意で謳われた立法措置を 4 月末までに議会が採択する；あらゆる合意の解釈の裁決権者をムベキとする
- プレトリア合意は、RTI について、2004 年 12 月 24 日以前の地位に復帰すべきことを定めている。これはソロ・コミュニケーション相の管轄権を再確認したものである。
- 2005.4.11 ムベキ書簡。マルクーシ合意に署名した全当事者が、各々の決定に基づいて大統領選挙立候補者を決め、それが選挙に参加できるものとする、との内容 (公開は 13 日)。憲法第 48 条に定める「例外的措置」規定を、この措置の根拠とすることを言及。
- 2005.4.14 プレトリア合意を受けた DDR 日程について、FANCI と反乱軍の高官が協

議。

- 2005.4.26 バボ大統領、ムベキ書簡に従って第 35 条問題を処理することを受諾（テレビ演説）。全政党が自党で選出した大統領候補を立てられることを、2005 年選挙限りの特例的措置として認めるというもの（EIU Jun.05: 17）。しかし、この演説でバボは、憲法第 48 条を使って、有権者登録リストと有権者登録証を国立統計研究所に担わせるという考えを発表。野党はこれに反発（SG Rep.050617: pr.8）。EIU は、35 条問題に解決の目処がついたことで、その他マルクーシ合意に謳われた政治改革が持つ和平交渉上の意義は相対的に低下したと指摘している。つまり、ワタラの出馬が可能となれば実質的な焦点は選挙の実施のみであり、政治改革は、その選挙の結果誕生する政権のもとで取り組むこともできるからというのが EIU の指摘である（EIU Jun.05: 17）
- 2005.4.28 閣議は大統領選挙第一回投票を 10 月 30 日に設定（EIU Jun.05: 17）。
- 2005.04.30 この日から 5/2 までの間に、デュエクエ、Yrozon、Blody、Tao Zeo で 25 人が殺害、41 人が負傷する事件が起こる。9000 人のグレ避難民が出る（SG Rep.050618: pr.31）
- 2005.5.4 国連安保理決議 1600。プレトリア合意への謝意の表明。UNOCI とフランス軍の任期をさらに 1 ヶ月（2005 年 6 月 4 日まで）延長。
- 2005.05.14 武装解除と動員解除を 6/27-8/10 に実施することを含む DDR 計画について、FANCI と新勢力が合意。また特別委員会を設置して、軍隊の再建計画を 9/26 までに策定することも合意（SG Rep.050617: pr.10）
- 2005.05.18 新勢力は、マルクーシ合意が求める条件が満たされていないことを理由に、武装解除には応じない意向を表明（SG Rep.050617: pr.12）
- 2005.5.18 パリの豪華会場で 1000 人以上を集め、政党連合「民主主義と平和のためのウフエティスト連合」（Rassemblement des Houphouëtistes pour la démocratie et la paix: RHDP）結成の調印式典が開催。PDCI、RDR、UDPCI、MFA が連合に加わる。連合の共通合意は次の通り：参加各党は大統領選挙の第一回投票では独自候補を出す、第 2 回投票ではもつとも上位にきた候補者を支援する；国民議会選挙では、候補者一本化も含めた共通の戦略に則って戦う；地方選挙でも共通の戦略を策定する；大統領選挙に勝利した暁には「公正さと責任の精神」に則り、一致して統治する；選挙の準備と実施を協調して監視する；マルクーシ、アクラ II・III、プレトリア合意の完全履行を含む政治的ゴールへのコミットを再確認する（EIU Jun.05: 19-20）。
- 2005.05.25 ギグロで FANCI 参謀総長来臨のもと、4 つの民兵組織の武装解除セレモニーが行われる（SG Rep.050617: pr.13）。プレトリア合意に基づく措置。
- 2005.5.31 武装したドゾが Guitrozon と Petit Duékoué のグレを襲撃し、少なくとも 41 人が殺害され、61 人が負傷する。翌 6/1 には、7 人のジュラがグレによって殺害される。その後も襲撃事件は数日間にわたって続き、最終的には 70 人が死亡した（SG Rep.050618: pr.31）。
- 2005.6.3 国連安保理決議 1603。プレトリア合意のエンドース。選挙実施に関わる調整の任に当たる選挙高等代表（High Representative for the elections in Côte d'Ivoire）を国連事務総長が指名。UNOCI とフランス軍の任期を 6 月 24 日

- まで延長 (S/RES/1603)。
- 2005.6.7 バボが西部の国軍部隊の増派を発表。同レジオンならびに西部複数地域への軍人プレフェの派遣も含まれる。西部の軍事的支配権の強化を狙ったものとされる。
- 2005.06.17 国連事務総長による第5次進捗報告 (S/2005/398)
- 2005.6.23 軍スポークスマンの Yao Yao Jules が解任。この背景として、5月31日のドゥエクエでの事件について政権筋がFNの仕業としていたのに反して、「エスニックグループ間の土地争い」と発言したことが不興を買ったと憶測されている（その後の国連の調査によれば、武装解除プログラムに絡む利権の独占を狙うゲレ民兵に対して、そこから排除されたことに怒ったリベリア人傭兵が行った事件であるとの報告がなされた）。この事件を受けて、FNは4月のプレトリア合意で定められた日（6月27日）に武装解除を始められないと態度を変更 (EIU Rep., Sep.2006)
- 2005.6.24 国連安保理決議 1609。UNOCI とユニコーンの活動期間を7ヵ月延長（2006.1.24まで）。UNOCIの任務を改めて明記（①停戦ならびに武装集団の移動の監視、②DDRRR、③民兵の武装解除と解体、④国連要員の保護、⑤武器禁輸のモニタリング、⑥人道活動への支援、⑦行政機構再建への支援、⑧選挙実施への支援、⑨人権分野への支援、⑩公共情報の提供、⑪法と秩序）。軍事要員を850人増員、文民警察官の上限を725人に引き上げ。国連リベリア・ミッション (UNMIL)、国連シエラレオネ・ミッション (United Nations Mission in Sierra Leone: UNAMSIL) と UNOCI の協調関係の構築 (S/RES/1609)。
- 2005.6.28 フランス大使公邸でのレセプションに訪れていた FANCI の3人の将校が帰宅時に下級兵士に襲撃を受け、1人 (Désiré Bakassa Traoré 大佐) が数日後に死亡。襲撃された中には Yao Yao も含まれていた。Yao Yao は UNOCI トーゴ部隊の兵舎に逃げ込み、そこで治療を受け、その後隠遁した (EIU)。
- 2005.06.27-28 プレトリア II 合意。要点は次のとおり：プレトリア合意での戦争終結宣言を再確認；民兵の武装解除を8月末までに完了する；DDR プロセスを7月から再開；国民議会に対して、7月15日までに7つの法案を採択することを求める。7つの法とは、独立選挙管理委員会、政党助成、国籍、身分証明、人権委員会、印刷メディア、視聴覚コミュニケーションに関するもの。7月15日までに議会が採択できない場合は、大統領が憲法第48条の権限を用いて法を成立させる；ワタラの被選挙権に関する4/26の大統領声明を再確認。（合意原文に基づくさとうの整理）
- 2005.07.07-09 プレトリア II 合意を受け、FANCI と新勢力が新しい DDR 日程を協議。7/31からプレ兵力引き離しを開始して戦闘員の特定作業を実施すること、9/26-10/3 に実際の武装解除と動員解除を行うことが合意された。また、DDR プロセスの履行が、プレトリア II 合意の鍵となる提言の履行状況を条件とすることも確認された (SG Rep.050926: pr.9)
- 2005.7.15 国民議会が7/15までに法案の採択に至らないとの判断に経ち、ムベキは7/10にバボ大統領に対して、憲法第48条に基づき、大統領が法律制定を行うよう勧告。これをバボは、7/15のテレビ演説で、プレトリア II 合意で明示された7つの法を起草する政令に署名したことを表明 (SG Rep.050926: pr.6)。この時点では彼が提出したとされる法案の内容は不明。2週間後に

- 法案が明らかにされると、野党側は、それが合意に沿ったものではないとムベキに訴え。具体的には、CEI への新勢力の参加が制限されていること、選挙手続きにおいて CEI が国立統計研究所より上位に立つことが確立されていないこと、国籍法が一部住民の権利を十分に保障していないこと、身分証明法では、これまでの合意で論じられていない新しいクライテリアが盛り込まれていること、である (SG Rep.050926: pr.7)。
- 2005.7.23 素性不明の武装集団が Anyama のふたつの警察署を襲撃し、後 Agboville を占領。2 日後に治安が回復されるという事件が起こる。政権は FN の仕業とするが、FN は政権の自作自演と非難。国連調査団は 2 日間にわたって足止めされ、Agboville 入りしたときには事件の痕跡はっさい残っていなかった。詳細は謎のまま (EIU)。このころ UNOCI の行動に対する愛国青年の妨害行動が頻繁に起こる (SG Rep.050926: pr.20-23)。
- 2005.07.24 愛国青年が RTI に押しかけ、プレグデの声明が放送される (SG Rep.050926: pr.14, 41)。  
→SG Rep がこの事件を受けて、RTI 理事長に対しても UNOCI が警護を行うことを決めたと記していることからみて、RTI 理事長はソロ人事を受けて交代がなされている模様である。
- 2005.07.31 プレトリア合意の求める法改正がなされなかったとして、新勢力がこの日から予定されていたプレ兵力引き離しを行わないことを表明 (SG Rep.050926: pr.9)。
- 2005.8.7 反乱軍支配地において、ソロが国民の休日 (独立記念日) のテレビ演説を行う。それまで「国家元首」としての振る舞いを避けてきたソロの態度の微妙な変化として注目される (EIU)。
- 2005.08.08 モンテイロ特使訪問 (～8/18)。 (SG Rep.050926: pr.37)。
- 2005.8.16 Yao Yao が隠遁先から野党紙に寄稿。国軍兵士に対して不当な命令に従わないよう訴えると同時に、政権に対するクーデターを準備している兵士が沢山いると警告。さらに、「暗殺部隊」構成メンバーの名前を挙げた (EIU)。
- 2005.08.16 野党・新勢力の訴えを受け、懸案になっている法案を見直すよう、ムベキがバボに書簡を送る (SG Rep.050926: pr.8)。
- 2005.08.19 Doué が野党紙に寄稿。バボ政権に対するクーデターを呼びかけ (EIU)。
- 2005.08.25 新勢力が 10/30 の選挙実施は不可能であるとの声明を出す (SG Rep.050926: pr.38)。
- 2005.08.29 バボが再度憲法第 48 条に則って、懸案となっていた法律の見直し案を提示するが、野党・新勢力側の合意が得られず。これに対して、南アの外交団が新勢力側への不満を表明。新勢力はこれに反発して、ムベキ仲介がバボ寄りであると指摘し、今後一切協力しないという声明を出す (SG Rep.050926: pr.8)。この折、国連のモンテイロ特使が自らブアケに赴くなど精力的な仲介作業を行っていたこともあり、これとの対比で南ア仲介から距離を置く姿勢が野党・FN 側に見られた (EIU Rep., Sep.2006, p.20)。8 月 31 日に南アが国連安保理の秘密会合で仲介作業の報告書が提出された時には、今後、南アが仲介から手を引くのかどうか取りざたされたが、結果的に、オバサンジョ AU 議長とムベキの協議 (9 月 1 日) 後、南アは引

- き続き仲介に当たることが確認された。
- 2005.08. ムベキ調停が揺らぎ、日程通りの選挙実施をちらつかせて法案のぐり押しを狙うバボの対応寄りの対応をとる。ムベキの特使が「バボ法案は合意に合致」との判断を示す。さらに、南ア政府高官の失言（バボの態度は「脱植民地化闘争の延長上にあるように見える」としたもの）があり、野党とFN側が南アフリカによる仲介に不服の意志を表明（EIU）。
- 2005.08.31 UNOCI のモロッコ兵 1 人がブアケで惨殺される。詳細は調査中（SG Rep.050926: pr.23）。
- 2005.09.06 Issa Diakité 領土行政相が愛国青年によって襲撃される。愛国青年らは救援に駆けつけた UNOCI 部隊の活動を妨害（SG Rep.050926: pr.14）。
- 2005.09.26 国連事務総長による第 6 次進捗報告（S/2005/604）で、アナン国連事務総長が 10 月 30 日に選挙が実施されないだろうとの見解を示す（pr.62）。
- 2005.09.27 バボ大統領が 10 月 30 日に選挙を実施しないことをテレビ演説。「領土の一体性に対する攻撃」がなされている「深刻かつ例外的」状況では選挙を延期できるとする条文を引用。選挙を実施できなかった理由を反乱軍側の武装解除の拒否に帰す（EIU）。
- 2005.09.30 大統領の任期切れ問題を協議するために ECOWAS の緊急首脳会談がアブジャで開催。バボは出席せず（ムベキ仲介が不調に終わったことへの失望と、敵対関係にあるいくつかの国を含む ECOWAS が仲介に乗り出したことへの不満、と EIU は分析している）。声明は出されず、翌週に AU 総会（於アディスアベバ）が開催されるのを念頭に、AU の平和安全保障理事会（Peace and Security Council）に送致（EIU）。
- 2005.10.06 AU がコートディヴォワール問題に関する声明を発表。平和・安全保障委員会決定として以下のことが合意された。バボの任期を、選挙実施まで最大 12 ヶ月間延長。これまでの諸合意の尊重。閣僚級国際ワーキンググループ（International Working Group: IWG）の創設。調停グループ（Mediation Group）の創設（メンバーは国連事務総長特使、ECOWAS executive secretary、AU 議長、コートディヴォワール選挙のための国連高等代表、南ア特使＝議長）、オバサンジョとムベキを議長とする「国民対話フォーラム」の開催。この決定では、コートディヴォワール憲法条文への言及はなされず（EIU）。AU 声明では、閣議に対して全権を持つ新しい首相の任命も盛り込まれた（SG Rep.060103: pr.3）。
- 2005.10.18 国連安保理決議 1632。制裁内容に関する情報収集を行う専門家グループ（2005 年 2 月の決議 1584 で設置）の活動を 12 月 15 日まで延長し、最終報告書の作成にあたらせる（S/RES/1632）。
- 2005.10.19 合意に沿った法により設立された選挙管理委員会の初会合。諮問メンバー（政府任命）と審議メンバー（各派代表）からなる 31 人の構成。諮問メンバーが議長選出選挙への参加を求めて紛糾。審議メンバーだけで議長を選出したが、後に最高裁はこの選挙を無効とした（11 月 25 日）。（EIU）（SG Rep.060103: pr.20-21）。
- 2005.10.21 国連安保理決議 1633。ECOWAS 首脳会談ならびに AU の平和・安全保障委員会の決定をエンドース（バボ大統領の任期を 12 ヶ月延長することを安保理として承認したことを意味する）。新首相の選任を AU 議長、

- ECOWAS 議長、AU 調停者に委ねる。新首相の選出期限として 10 月 31 日と明記。IWG に対する勧告 (①12 月 16 日に任期満了を迎える国民議会の問題についてコートディヴォワールの関係者と協議して解決策を探ること、②新しいロードマップの作成) (S/RES/1633)。
- 2005.10.29 「10.30 後」問題に関する自制を呼びかける国連事務総長声明。この声明でアナンは、オバサンジョとムベキとの協議に基づき、新首相が指名されるまでジャラが首相にとどまることになると説明 (SG Rep.060103: pr.9)。
- 2005.10.30 法律上バボとジャラの任期が切れる日。バボは大統領ポストにとどまることをテレビで演説。政治デモ禁止令の継続を強調するが、限定された場所での集会は認める。ただ、「愛国青年」によって予定されていたスタジアム集会は 2 日延期の末、結局開催取りやめ。野党側の集会はトラブルなく開催。反乱軍支配地のブアケ、コロゴ、マン、セゲラ、オジェンネではかなりの参加者を集めて、バボ退陣を求める行進が行われた (EIU)。
- 2005.11.07 首相候補として 16 人を掲載したリストが公表される (EIU)。
- 2005.11.16 オバサンジョ、ムベキの共同声明として、首相候補を 4 人に絞るリストが公表される (EIU)。
- 2005.11.22 オバサンジョ、ムベキ、タンジャ・ニジュール大統領らを含む調停団が各派と首相候補 (この時点で 2 人にまで絞られていた) について協議するが、全勢力の合意を得られず、首相選任を断念。候補者とされていたのは、Gaston Ouassénan Koné (PDCI 議員団長) と Tiémoko Yadé Coulibaly (銀行家・RDR 党員)。バボが拒否したものとされる。この後、バニーが首相に就任するとの発表がなされる (EIU)。
- 2005.11.28 ソロが国連事務総長宛ての書簡を発表。安保理決議 1633 は、強い大統領制を謳うコートディヴォワール憲法と、首相への権限委譲案の齟齬の問題を放置しているとの認識に立ち、憲法停止、大統領権限を制限した上での紛争当事者双方の合意による執政権を持つ首相の任命、正副大統領制の採用を提言。(EIU Dec 05, p.22)。
- 2005.11.30 ワタラの母 Hadja Nabintou Cissé 死去。数日後ワタラが葬儀のためコートディヴォワール入りする。葬儀終了後再びパリに戻るが、近いうちにコートディヴォワールに永続的に戻るという意向が示される (EIU Mar. 06: 20)
- 2005.11 末 最高裁 (バボ派の独占状態にある) が、独立選挙管理委員会 (CEI) の委員長に任命されていた Robert Nambè Beugré (PDCI) の正統性を認めないという判断を示す。これに対抗して、CEI は 3 席ある副委員長ポストから FPI を締め出す互選投票を行う。これによって CEI の活動がマヒ (EIU Mar.06: 22)。
- 2005.12.1 Agban の憲兵隊基地が素性不明の武装集団によって襲撃される (EIU Mar.06: 18)
- 2005.12.04 BCEAO 総裁のシャルル・コナン・バニーが首相に指名されたと、オバサンジョとムベキが発表。これは FPI、野党、新勢力から歓迎。これを受け、ジャラ首相と国民和解政府は辞任 (SG Rep.060103: pr.10-11)。組閣の焦点は、財務 (現ボウン・ブアブレ)、コミュニケーション (現ソロ)、内務 (選挙に責任)、その他、和解、武装解除、難民対策、北部復興などに関わる



- ポスト (EIU Mar.06:17)。
- 2005.12.07 バニーが首相就任宣誓 (SG Rep.060103: pr.11)。
- 2005.12.12 あらゆる街頭行動を禁ずる大統領令発出 (SG Rep.060411:pr.5)。
- 2005.12.15 国連安保理決議 1643。国連安保理決議 1572 (2004 年 11 月 15 日) での武器禁輸、重要人物の旅行制限と資産凍結措置を、2006 年 12 月 15 日まで延長。UNOCI、ユニコーン、IWG、選挙高等代表に対する妨害行為は制裁発動の条件になることを明記。コートディヴォワールからのダイヤモンド原石の輸入禁止措置を追加 (S/RES/1634)。
- 2005.12.16 国民議会が任期切れ。任期延長をめぐって与野党が対立。FPI は任期延長を支持、RDR は自らが参加していない議会の任期延長に反対。問題は先延ばしに (EIU Mar.06: 19)。
- 2005.12.28 組閣。ブアブレは財務相を解かれる代わりに閣議ナンバーツアの国務大臣に昇格、ソロは再建・再統合担当。財務とコミュニケーションはバニーが管轄。先任のジャラとは対照的に「強い首相」。民間登用の財務担当委任相は、元財務省歳入局長で、ブアブレとも良好な関係を持つ有能な人物。コミュニケーション担当委任大臣は民間通信会社 Océan Communication の CEO。さらに、Jean-Claude Brou (ワタラ首相の顧問を務めたこともある官僚)、Emile Constant Bombet を顧問 [首相のものと思われる] に迎え入れる (EIU Mar.06: 17-18)。
- 2006.1.2 Akouédo 基地が武装集団によって襲撃され、10 名の死者。後に、国軍兵士を含む 34 人が逮捕される。12 月 1 日の憲兵隊基地襲撃と同じく、待遇に不満を持つ兵士反乱ではないかと憶測されている。また、この背景として、軍高官の人事とも絡んで、この数ヶ月、軍がエスニシティによって分断の一途をたどっている (ベテ優遇と北部冷遇) ことも指摘されている (EIU Mar.06: 18)。
- 2006.1.12 初閣議 (EIU Mar.06: 16)。
- 2006.1.15 国際ワーキンググループ (IWG) が安保理決議 1633 に謳われていないとの判断に立ち、国民議会の任期延長を認めず。これに反発する政権支持者がアビジャンと南西部で抗議行動。19 日まで続く。UNOCI はギグロとドゥエクエからの撤退を決める。18 日にオバサンジョ AU 議長がアビジャンを訪問してバボと会談。暴力の停止を訴える共同声明を発出。さらに、オバサンジョは「国民議会を解体したのではなく、単に任期切れを確認しただけ」と声明。これにより暴力行為は終息。また FPI も、政府からの閣僚引き上げを撤回 (EIU Mar.06: 20; SG Rep.060411: pr.6)。
- この件に関して、後に、国連事務総長は、IWG 決定は、任期切れを迎えた国民議会の任期は延長されるべきではなく、バボとバニに対して、議員との協議の上解決の道を探るよう勧告したものだ」と強調し、「国民議会を解体するもの」とした愛国青年らの解釈は誇張であると非難。愛国青年は、アビジャン、ダロア、サンペドロ、ギグロ、ヤムスクムで、UNOCI、フランス軍、援助関係者らを襲撃した。ギグロ、トゥレブル、デュエクエ、プロレカンからの UNOCI の撤退は、まず身の安全の確保を優先すべきとする行動規定にのっとりたものであった。また、FPI のンゲッサン党首が煽動を行ったことも指摘。事務総長は UNOCI の被害額を 360 万ドルとし、

- その賠償を求める書簡をバボ大統領に送った (SG Rep.060411:pr.5, 18)
- 2006.01.03 国連事務総長による第7次進捗報告 (S/2006/2)。2004年11月の事件以来、2大隊の増派を勧告してきたが、これまでに1大隊の増派 (2005年9月から着任) しか行われていないとの認識に立ち、1大隊増派してUNOCIを4大隊体制にすることを勧告。また、UNOCIの任期延長を勧告 (SG Rep.060103:pr.35,48, 81)。
- 2006.01.24 国連安保理決議 1652。UNOCIとユニコーンの活動期間を2006年12月15日まで延長 (S/RES/1652)。
- 2006.1.27 バボ大統領は国民議会の任期を延長する政令を发出 (EIU Mar.06: 21)。野党・反乱軍側は、これが憲法と安保理決議 1633に反するものとして批判 (SG Rep.060411: pr.2)。
- 2006.01.29 アナン国連事務総長が1月27日付けの大統領令が、オバサンジョ大統領ならびにUNOCIから受けていた情報と食い違うものだとの懸念を表明 (SG Rep.060411: pr.8)。
- 2006.02.06 国連安保理決議 1657。UNMILの1中隊を、2006年3月31日までの期限内で、UNOCIに派遣 (S/RES/1657)。小規模ではあるが、事務総長が昨年12月の報告書で求めていたUNOCI増強策に対応したもの。この機械化中隊は2月16日に配備を終了した (SG Rep.060411: pr.45)。
- 2006.02.07 国連安保理が旅行制限と資産凍結の対象者3名を発表。これは発動を意味する。対象となったのは、ブレ・グデ、Eugène Djuéという愛国青年リーダー2人と、FNのコロゴ司令官 Martin Kouakou Fofié。フォフィエは人権侵害 (子ども兵、強制労働、恣意的逮捕など) に責任があると指摘されている。これに対してEIUは、人権侵害事例がこの3人以外によっても行われていることは広く知られており、この措置は象徴的意味合いしかないことは否めないと分析している (EIU Mar.06: 23-24; SG Rep.060411: pr.22)。
- 2006.02.09 バニ首相がヤムスクロで、主要閣僚を集めて会合 (11日まで)。ソロも参加。IWGが設定したロードマップの履行をモニターする機構の設置で合意 (SG Rep.060411: pr.9)
- 2006.2.9 クリバリが国民議会の臨時セッションを招集 (16日まで)。議題は任期切れを迎えた市長の任期に関して。野党がボイコットしたため、202人の議員中102人しか参加せず (SG Rep.060411: pr.7)。
- 2006.02.16 公務員の再配置を進める行政要員再配置運営全国委員会 (Comité national de pilotage du redéploiement de l'administration) が活動を開始。内戦勃発以後、任務を離れた公務員は2万4400人に上るとされる (SG Rep.060411: pr.30)
- 2006.02.17 キャンパス訪問中のアチ・インフラ相 (PDCI) が FESCI 所属の学生から襲撃を受ける (EIU Mar.06: 21)
- 2006.02.23 アモン・タノー建設相 (RDR) の事務所に愛国青年が乱入。FPI 党員がからむ同省の人事問題がきっかけ (EIU Mar.06: 22)。
- 2006.02.26 この日から3月2日にかけて、Bouenneu と Zouan Hounien 近辺の信頼醸成区域に FANCI が侵入。護衛をしていたユニコーン部隊に銃を向けたとのこと。また、周辺住民は、ユニコーン部隊に協力しているという理由で FANCI

- 兵からいやがらせを受けているとの報告 (SG Rep.060411: pr.21)
- 2006.02.27 内戦勃発以来初めて、反乱軍支配地で学校の試験が実施 (4月6日まで)。政府とFNの共同により、UNOCIの支援を受けて実現したもので、6万人が受験 (SG Rep.060411: pr.21) [どういう試験なのか不明。]
- 2006.2.28 2月9～11日のヤムスクロでの会合を踏まえ、バニー首相は、ヤムスクロにバボ、ワタラ、ベディエ、ソロを招き、会談。4者会談は内戦勃発後初めて。この会談を実現させたバニー首相の手腕への評価が高まる。この会談では、2005年11月の最高裁判断で疑義が呈されていたブーグレを委員長とするCEIの正統性を全参加者が確認。さらに、CEI副委員長ポストを1つ増やして4つとし、FPIからの代表者を入れることでFPIが了承。2006年10月の選挙実施が必要との意志を確認し、DDRプロセスの早期再開についても合意 (EIU Mar.06: 22; SG Rep.060411: pr.11)。
- 2006.03.14 ソロが16ヵ月ぶりにアビジャン入りし、バボと直接会談。2者会談は内戦勃発後初めて (SG Rep.060411: pr.13)。
- 2006.03.15 ソロが閣議に参加 (SG Rep.060411: pr.13)。
- 2006.03.17 IWGの第5回会合。2006年10月31日までに選挙を実施するようCEIの取り組みを求める声明 (SG Rep.060411: pr.14)
- 2006.03 1月の愛国青年の襲撃を受けて退避していたUNOCI部隊がトゥレブル(19日)とブロレカン(28日)に復帰。ギグロとデュエクエはこれから (SG Rep.060411: pr.20)
- 2006.03.24 バボ大統領が、Gen. Gaston Ouassénan Koné (PDCI)をCNDDRのコーディネーターに任命。この任命は各党から歓迎された (SG Rep.060411: pr.26)。前任のAlain Donwahiが退任。EIUは、この人事を、大統領の側近政治に対抗するために、首相の強い主導権を発揮して、自派に近い人物を送り込んだものと分析している (EIU Jun.06: 16-17)。
- 2006.03.25 バニ首相が、セネガル、マリ、ブルキナファソ大統領と会談。和平の進展について説明するとともに、平和と安定の再確立のための支援を求める (SG Rep.060411: pr.15)
- 2006.03.29 この日の閣議で身分証明に関する新しいキャンペーンを実施する意向をバニ首相が示す。バボ大統領は、和平の最優先事項は大統領選挙の実施であり、身分証明問題は長期的なゴールだとしてこれに反対したことで、議論となる。FPIはもともと2000年選挙での有権者登録が引き続き有効であり、これの更新だけでよいとの考え。これに対して、野党は身分証明書を所有していない国民が300万人に上るとして、この問題の解決が選挙の前提になるとの立場をとっている (EIU Jun.06: 17)
- 2006.03.末 バニ首相がフランス訪問。 (EIU Jun.06: 18)
- 2006.04.01 FANCIとFNの両参謀総長がヤムスクロで会談し、DDRの早期再開に向けて取り組むことを確認 (SG Rep.060411: pr.26)
- 2006.04.13 モンテイロ特使の離任に伴い、国連事務総長はGérard Stoudmann (スイス)をコートディヴォワール選挙高等代表に任命 (SG Rep.060717: pr.21)
- 2006.04.14 国連事務総長による第8次進捗報告 (S/2006/222)。南部と西部を中心に

6000 人の公務員再配置が進んだとの実績が報告された。

- 2006.04.06 新しい AU 議長となったサス・ングソ・コンゴ大統領がアビジャン訪問 (8 日まで)。各党党首と会談し、武装解除と身分証明プロセスを「共存」(concomitance) して行うことで合意が得られたと発表。国際的仲介者と野党・反乱軍は歓迎。しかし、ングッサン FPI 党首は「愛国青年」に対して、武装解除が和平の前提であるとしてこれを拒否する姿勢を表明。シモーヌも同様の声明を出す (EIU Jun.06: 17)
- 2006.04.20 コンゴ外相を座長に IWG 会合が行われる。IWG は、「共存」がサス・ングソ会談での合意事項であることを再確認し、この 2 つの手続きを同時に行うようバニ政権に対して勧告 (EIU Jun.06: 18)
- 2006.04.25 「共存」問題をめぐる大統領声明が報道官をとおして発表。「共存」にのっとって作業を進めることが政府の任務であるならそれに異議を唱えないという表現で、これを受諾。しかし、それに先立ち、バボは、①身分証明プロセスの前提としてまず DDR がなければならない、②大統領府が「共存」に関して合意した事実は存在しないと認識している、という「個人的見解」を長々と披露。また、法に従えば、有権者登録証は「置き換えられる」べきものではなく、「更新される」べきものであること、有権者登録手続きは、CEI ではなく、INS が担当すべきであることという意見も示される (EIU Jun.06: 18)
- 2006.04.26 クリバリ国民議会議長が国民議会の通常会期を招集。2005 年 12 月の任期切れ以来、議会をボイコットしている野党議員に対して、手当支払いを停止するという規則を導入 (SG Rep.060717 pr.5)
- 2006.04.27 バニ首相が国連安保理で報告。DDR と身分証明プロセスの「共存」を再度強調。この前後バニ首相は、EU、アメリカ、国連、国際機関をめぐると外遊を頻繁に行う (EIU Jun.06: 18)
- 2006.04.27 バンゴロ近くの 6 つの村で 5 人死亡、15 人が負傷する事件。4000 人が避難 (SG Rep.060717 pr.25)
- 2006.05.09 バボ大統領とバニ首相が非公式会談。会談後の記者会見で、大統領は首相の職務遂行に一致協力すべきことをアピール (SG Rep.060717: pr.4)
- 2006.05.13 閣議、CNDDR、選挙担当委員会などと会談を行った後、5 月 18 日から、DDR と身分証明に関する「共存」プロセスのパイロット・フェーズを実施し、それに続いて 7 月末までに全国的に開始するとラジオ・テレビで表明 (EIU Jun.06: 19)
- 2006.05.17-19 西アフリカの国連ミッションの司令官会議 (於フリータウン)。国連治安部隊の増強を念頭に置いて、UNOCI と UNMIL によるリベリア国境部の共同パトロールを 2 ヶ月間にわたって実施することを勧告 (SG Rep.060717 pr.29)
- 2006.05.18-24 身分証明に関する巡回法廷のパイロット・フェーズを実施。反乱軍支配地の 2 箇所 (Botro と Bouna)、信頼地域の 2 箇所 (Bangolo と Sandégué)、政府支配地で 4 箇所 (ポール・ブエ、アビジャン、Tiapoum、Meagui)。愛国青年がアビジャンでの作業を妨害しようとしていたが、無事に実施された。5,003 人が出廷し、3,907 人が補充出生証明書を、3,137 人が国民身分

- 証を受け取った。(SG Rep.060717 pr.4,12-13)
- 2006.05.19 IWG 第 7 回会合。巡回法廷のパイロット・フェーズの開始を歓迎。履行の迅速化を呼びかけ。暴力行為を批判する声明 (SG Rep.060717 pr.24)
- 2006.05.22 FANCI、反乱軍のプレ宿営プロセスが開始 (SG Rep.060717 pr.15)
- 2006.05.26 FN 報道官が、すべての FN 兵士を対象にして、深刻な人権侵害については個人の責任を追及することを発表 (SG Rep.060717 pr.40)
- 2006.06.01 西部において初めて検事によって民兵組織リーダーの逮捕状が発行される。このリーダーはデュエクエでの民間人殺害事件に関与していたとされる (SG Rep.060717 pr.40)
- 2006.06.02 国連安保理決議 1682。2006 年 12 月 15 日までに、UNOCI を 1500 人増員。内訳は軍事要員が最大 1025 人、文民警察官が最大 475 人 (S/RES/1682)。国連事務総長が 2006 年 1 月と 4 月の進捗報告で求めてきた内容が認められることとなった。
- 2006.06.04-08 5 月の西アフリカの国連ミッションの司令官会議の勧告を受け、武器・兵員の越境を抑止するために、UNOCI がリベリア国境部での特別行動を実施 (SG Rep.060717 pr.29)
- 2006.06.19 バボ大統領がバニ首相を伴って、国民議会の元議員全員と会談し、任期切れ問題の解決法について話し合う。大統領の代理、首相、国民議会議長、与野党各党派からの代表の 7 人からなる委員会を設置し、解決法について勧告を行うことで合意 (SG Rep.060717 pr.6)
- 2006.06.22 7 者委員会の勧告。国民議会議員の議事への復帰、憲法と国連安保理決議 1633 にのっとり国民議会としての機能を次期選挙まで果たすこと、国民議会議員が和平に関する任務を果たすこと、不払い手当に関する問題の解決策は大統領に委ねること、野党欠席時に採択された議会運営規則を廃止すること、が内容。野党議員は翌日これを受け入れる意向を表明。また IWG も手当を全額支給するよう勧告 (SG Rep.060717 pr.6-7)
- 2006.06.23 IWG 第 8 回会合。バニ首相が、6 月 18 日までに、FANCI が 1 万 2547 人、FN が 1 万 2885 人が、合計 66 のプレ宿営サイトに入ったと述べる。さらにこの会合でソロ FN 幹事長は、7 月半ばまでにさらに 2 万 0164 人の FN 兵士のプレ宿営が完了する見込みを示す (SG Rep.060717 pr.15)
- 2006.06.26-30 5 月および 6 月 (6/9 於ダカール) での西アフリカの国連ミッションの司令官会議の勧告を受け、UNOCI と UNMIL が共同作戦を実施。今後の活動に向けた情報収集が目的 (SG Rep.060717 pr.29)
- 2006.06.28 ユニコーン部隊が、バンゴロ近くの Blédi 村で 7 体の遺体を発見。国連事務総長は、これが農地をめぐるエスニック集団間の争いを背景とし、ココタエ (Cocotaye) と呼ばれる地元の民兵が関与したものとの見方を示す (SG Rep.060717 pr.25)
- 2006.07.01 AU 首脳会議 (バンジュール)。国連事務総長は、アフリカ諸国首脳と会談し、コートディヴォワールの主要 5 者 (バボ大統領、バニ首相、ペディエ PDCI 党首、ワタラ RDR 党首、ソロ FN 幹事長) との継続して協議していくことを確認 (SG Rep.060717 pr.8)

- 2006.07.05 コートディヴォワール主要5者とアフリカ諸国首脳によるハイレベル協議（於ヤムスクロ）。アナン国連事務総長、オバサンジョ・ナイジェリア大統領、ムベキ・南アフリカ大統領、サス・ンゲソ AU 議長（コンゴ大統領）の他、ガーナ、ブルキナファソの外相、ニジェール、マリの大統領代理が出席。国連決議 1633 と 2 月 28 日のヤムスクロでの合意に沿ったプロセスを推進させることを確認。とくに、武装解除と身分証明プロセスの重要性が強調。武装解除に関しては、政府軍、反乱軍の参謀総長、UNOCI、ユニコーン作戦、首相の 5 者からなるモニタリング委員会を 7 月 15 日までに設置し、7 月 31 日が期限となっているプレ宿営プロセスと民兵解体プロセスの監督にあたることを決める。さらに、50 の巡回法廷の派遣（7 月 15 日まで）、CEI に選挙法見直しに関する権限を大統領令で付与すること（7 月 15 日まで）、CEI 地方支部を全土に設置すること（7 月 31 日まで）が決められる（SG Rep.060717 pr.9-10）
- 2006.07.13 ハイレベル協議に基づくモニタリング委員会が設置（SG Rep.061017: pr.8）
- 2006.07.17 国連事務総長による第 9 次進捗状況報告（S/2006/532）。
- 2006.07.22-23 巡回法廷を妨害する FPI 支持者・愛国青年と野党支持者の衝突により、デヴィオとグラン・バッサムで 8 人の死者が発生（SG Rep.061017: pr.6）
- 2006.07.19 CEI と INS の権限をめぐる与野党間の対立を解消するため、ムベキ AU 調停者が、INS を CEI の管轄下に置くという決定を下す。INS と CEI の任務はプレトリア合意で定められていたものだが、明確でない部分があった〔疑義が生じた場合は調停者が決定するという同合意での規定にのっとったもの〕。だが野党側は、INS 理事長が FPI 幹部であることを問題視し、最終的にこの理事長に代わって中立の人物を当てることで決着した（SG Rep.061017 pr.16）
- 2006.07.26 ハイレベル協議で定めた日程に基づき、西部で民兵の解体・武装解除が開始（SG Rep.061017 pr.10）
- 2006.07.29 ハイレベル協議の合意に基づき、大統領が CEI へ選挙法見直し権限を与える政令を発出（SG Rep.061017 pr.11）。内戦下の混乱により、選挙法を厳密に守ることが難しい事態が発生していることに対応したものの。
- 2006.08 初め 巡回法廷に対する FPI 支持者の妨害行為が継続していることに鑑み、パニ首相は、巡回法廷に関して、現行国籍法に厳密に沿った新しいガイドラインを発表。現行国籍法は、国籍証明書の発行をあらかじめ指名された 34 の裁判所のみとしている。FPI は、巡回法廷が本来適格でない者に対して国籍証を交付するものとして反対していた。パニ首相の新ガイドラインの発表によって、FPI の妨害行為は終息したが、巡回法廷に出廷する人数も激減（SG Rep.061017 pr.6-7）
- 反乱軍側は新ガイドラインへの抗議のため、モニタリング委員会への参加を拒否。これにより両軍の協議は一時決裂。プレ宿営地を出る反乱軍兵士が続出（SG Rep.061017 pr.8-9）
- 2006.08.04 西部で実施されていた民兵の解体・武装解除は、応じる兵士がきわめて少ないこと（981 人）と集められた武器の質の低さ（使用不可のものが多く）に鑑み延期（SG Rep.061017 pr.10）
- 2006.08.17 ベディエ PDCI 党首とワタラ RDR 党首は国連事務総長に書簡を送り、バボ

- 大統領がムベキ AU 調停者が確立した諮問プロセスに従っていないと訴える (SG Rep.061017 pr.12)
- 2006.09.05 バニが主要 4 者 (バボ、ベディエ、ワタラ、ソロ) を集めて、膠着状態の打開に向けた協議を行う (於ヤムスクロ)。国民身分証の発行に関する特例措置を求める首相提案に合意が確立されず、首相がさらに代替案を検討することになった (SG Rep.061017: pr.20)
- 2006.09.06 アビジャンでの廃液投棄事件への対応の遅れの責任をとり、挙国一致内閣が総辞職 (SG Rep.061017: pr.21)
- 2006.09.08 IWG 会合 (於アビジャン)。2006 年 10 月 31 日に選挙を実施することはもはや不可能とする最終声明を採択。和平プロセス上の問題点を確認したほか、和平プロセスの円滑な遂行と首相権限の強化の根拠となる新しい安保理決議の採択を求める (SG Rep.061017: pr.22)
- 2006.09.11-12 サス・ンゲソ AU 議長がコートディヴォワールを訪問し、バボ大統領、バニ首相、ベディエ、ワタラ、ソロと会談。妥協案を提示するが、全員の合意は得られず (SG Rep.061017: pr.23)
- 2006.09.16 新しい挙国一致内閣が発足。バニ首相は、運輸大臣と環境大臣を再任せず (SG Rep.061017: pr.21)
- 2006.09.14 国連安保理決議 1708。専門家グループの任期を 2006 年 12 月 15 日まで延長 (S/RES/1708)。
- 2006.09.20 7 月 5 日のハイレベル協議 (於ヤムスクロ) に基づくフォローアップ会合が、国連総会の期間を利用して開催 (於ニューヨーク)。バボは、9 月 8 日の IWG 声明への反感から、出席を拒否し、代案を自ら提出する意向を示す。これに対する書簡で国連事務総長は、フォローアップ会合への出席に関してバボが同意していたことを強調して遺憾の意を表明するとともに、IWG 声明は今後 ECOWAS、AU、安保理でのエンドースを必要とするものであり、従来の話し合いの枠組みに変化がないとして理解を求めた。結局、バボは不参加のまま開催された。バニ、ベディエ、ワタラ、ソロは参加。サス・ンゲソ AU 議長、コンパオレ・ブルキナファソ大統領、クフォー・ガーナ大統領、ムベキ・南アフリカ大統領、A・O・コナレ AU 委員会委員長、マリ、ナイジェリア、ニジェールの外相、ECOWAS 事務局長が参加。10 月 31 日の選挙実施が困難との結論。バニ首相が、懸案となっている国民身分証問題に関する緊急の措置の必要性を主張したのに対して、大統領欠席の場で決定すべき事柄ではないとムベキが指摘。10 月 31 日後のことを含めて、ECOWAS、AU、安保理で話し合っていくことで合意 (SG Rep.061017: pr.28)
- 2006.09.25 ムベキがアビジャンを訪問し、バボと会談。翌 26 日には、バボとムベキがワガドゥグを訪問し、コンパオレと会談。これと同時期に、FN、PDCI、RDR はそれぞれ別々にサス・ンゲソ AU 議長に対して書簡を送り、AU 調停者であるムベキの姿勢は中立とは言い難く、任期を終了させるべきであるとの意見を述べる (SG Rep.061017: pr.29)
- 2006.10.02 ンゲッサン FPI 党首が、ECOWAS 首脳会談が FN を武装解除する決定を下せない場合、コートディヴォワールに在住する ECOWAS 加盟国民に対する暴力行使を示唆する声明を出す (SG Rep.061017: pr.34)

- 2006.10.04 ECOWAS が、ンゲッサン声明に対する遺憾の意と、当事者らに自制を求める声明を出す (SG Rep.061017: pr.34)
- 2006.10.05 アナン国連事務総長が、前日の ECOWAS 声明と同様の内容の声明を出す (SG Rep.061017: pr.34)
- 2006.10.06 ECOWAS、国連事務総長の声明にもかかわらず、クリバリ国民議会議長が、ンゲッサン党首と同様の声明を出す (SG Rep.061017: pr.34)
- 2006.10.06 フォローアップ会合を受けて、ECOWAS 臨時首脳会談が開催 (於アブジャ)。国連安保理決議 1633 (2005 年 10 月 21 日) が引き続き有効な枠組みであることを確認し、安保理に対して履行促進のために必要な措置をとるよう求める。個別の問題に関する提案についても合意したが、非公開のまま、AU 平和・安全委員会 (10 月 17 日、於アジスアベバ) へ回送 (SG Rep.061017: pr.28, 30)
- 2006.10.17 この日 AU 首脳会談で、これに先立って作成されていた AU 平和・安全保障委員会決定を承認。2006 年 10 月 31 日のバボ大統領、パニ首相の任期切れ後、さらに任期を 1 年延長するという提案
- 2006.10.17 国連事務総長による第 10 次進捗状況報告 (S/2006/821)。巡回法廷の作業に関して、FPI のンゲッサン党首が「あらゆる手段を使って」これを妨害するよう支持者に呼びかけていたことを非難 (pr.5)
- 2006.11.01 国連安保理決議 1721。AU 首脳会談決議をエンドース。大統領と首相の任期を 12 ヶ月延長。首相は政令によって統治を行うための必要な権限を有する「べきである (must)」との表現ながら、首相権限の増大を謳う (art.8) もの。また、FDS に対しても首相が最も強い権限をもつ「べきである」との言及がなされる (art.9)。今後の調停作業に関しては、サス・ンゲソ AU 議長を「調停者 (the Mediator)」として一本化 (art.20)。ムベキ仲介が正式に終了したことを裏書きしている。選挙実施に関しては、国連の選挙高等代表が、選挙関連事項の最高権威であり、選挙実施までのプロセスの各段階に承認を与える権限を持つことを明記 (art.22) (S/RES/1721)。
- 2006.11.02 国連安保理決議を受けたバボ大統領の声明。決議に対して歓迎の意を表しつつ、憲法と一致しない措置は履行されないだろうとの見解が示される。今後大統領は、国内各界と協議し、危機解決のための代替的枠組みを策定する意向を表明。また、国際的仲介者による和平プランが失敗であったとの認識に立ち、コートディヴォワール人民が「自前の解決策」を見つける責務を負うということも示された (SG Rep.061204: pr.2)
- FN は国連決議に関して歓迎の意を表明し、主要課題が盛り込まれていると評価。RHDP も決議を歓迎し、バボ大統領が示した国内各界との協議をボイコットするよう支持者に呼びかける (SG Rep.061204: pr.4)
- 2006.11.03 マング FANCI 参謀総長のテレビ演説。バボ大統領に対する FDS の忠誠を確認。国民各層との協議という大統領提案を歓迎するとともに、反乱軍に対しても交渉のテーブルに着くよう呼びかける (SG Rep.061204: pr.3)
- 11 月 1 日と 3 日に、ヨブゴンの住民らが、犯罪行為を行っていた武装民兵組織 GPP と衝突。少なくとも 5 人が死亡。うち 2 名は、生きたまま火をつけられた民兵。FDS が民兵 200 人を拘束したことで終息 (SG Rep.061204:



pr.15)

- 2006.11.06 デュエクエで、DDR 手当の初回の支払いを求めてデモを行っていた民兵が、UNOCI の車両 1 台を奪い取る事件が発生 (SG Rep.061204: pr.17)
- 2006.11.07 アナン国連事務総長が、サス・ンゲソ AU 議長 (コンゴ共和国大統領) とタンジャ ECOWAS 議長 (ニジェール大統領) に書簡を送り、コートディヴォワールの全勢力が安保理決議 1721 を受け入れるよう取り組みを求める (SG Rep.061204: pr.7)
- 2006.11.08 バニ首相が安保理決議の履行に対する決意表明を行い、バボが提案している「代替的枠組み」は必要ないとの見方を示す。これに対し、野党と FN は、決議の履行に関して首相を全面的に支援する意向を表明 (SG Rep.061204: pr.5-6)
- 仲介グループがアビジャンで会合を開き、新しい移行期における履行スケジュールの素案を作成することを決める。12 月 1 日に開催予定の IWG 会合に提出する予定 (SG Rep.061204: pr.9)
- 2006.11.10 RHDP 系の青年組織が、バボ大統領が呼びかけた協議に参加するためアビジャンに向かっていった車列をヤムスクロで妨害。2 名が負傷 (SG Rep.061204: pr.16)
- 2006.11.18 バボ大統領支持派のアンブレラ組織「民主主義のための全国抵抗会議 (Congrès national de la résistance pour la démocratie: CNRD)」が危機打開に関する自らの案を提示。大統領による新しい首相の任命、身分証明プロセスを選挙準備から分離、信頼地域の撤廃、ユニコーン部隊の撤退を求める (SG Rep.061204: pr.3)
- 2006.11.20 アビジャン港法人理事長らの復職を求めて愛国青年らが暴動 (SG Rep.061204: pr.16)
- 2006.11.23 バボとバニの非公式会談。フランコフォニー国際機構 (OIF) の Lansana Kouyaté 特使の仲介によるもの (SG Rep.061204: pr.8)
- バニ首相が設置していた「有害廃棄物調査全国委員会 (Commission nationale d'enquête sur les déchets toxiques: CNEDT)」の報告書が公開される。アビジャン港法人理事長らバボ派の高官の責任を指摘する内容 (A)
- 2006.11.26 バボ大統領が、アビジャン港法人理事長ら 3 名の停職命令を解除する大統領令を出す。また、Fraternité Matin 紙の理事長と経営会議委員全員を解任する政令も出す。これに先だって同紙は、国連安保理決議 1721 が危機脱却の唯一の道筋だとする記事を掲載していた (SG Rep.061204: pr.11)
- 2006.11.27 バニ首相は、前日の大統領令は閣議に諮られていないもののだとして、バボ大統領の行動を非難 (SG Rep.061204: pr.11)
- 2006.11.28 早朝に FDS が RTI 施設内に立ち入り、前日に表明された首相声明のレポート放送を妨害。またこの日大統領は、RTI の理事長と経営会議委員全員を解任する政令を発出 (SG Rep.061204: pr.12)
- 2006.12.01 共和国警護隊が、バニ首相の身辺警護にあたっていた UNOCI 部隊をバニ邸に近づけないよう妨害する事件が起こる (SG Rep.061204: pr.12)

- IWG 会合が開かれる。RTI 幹部の解任がプレトリア合意に合致していないことが指摘される。中立部隊の自由移動を妨げるものとして共和国警護隊の行動に対しても非難声明。新しい履行スケジュールを承認。(SG Rep.061204: pr.13-14)
- 2006.12.03 バボ大統領は、IWG 声明によって、代替的枠組みに向けた決意をいっそう強めたという内容の声明を出す。IWG の「危険なスタンス」を国連事務総長に報告する意向も示す (SG Rep.061204: pr.14)
- 2006.12.05 IWG が求めていたスケジュールにのっとり、バニ首相が身分証明に関するワーキング・グループを設置 (SG Rep.070308: pr.5)
- 2006.12.12 国連安保理決議 1721 にのっとり、バニ首相が治安部門改革に関するワーキング・グループを設置 (SG Rep.070308: pr.4)
- 2006.12.15 国連安保理決議 1726。UNOCI とフランス軍の活動期間を 2007 年 1 月 10 日まで延長 (S/RES/1726)。  
国連安保理決議 1727。武器禁輸、個人対象の制裁、コートディヴォワールからのダイヤモンド原石の輸入禁止の措置を 2007 年 10 月 31 日まで延長 (S/RES/1727)。
- 2006.12.19 バボ大統領が、コンパオレ・ブルキナファソ大統領の仲介のもとで、FN と直接対話を行う意向を表明。この他に、信頼地域の撤廃、新しい恩赦法の発効、青年を対象とした国民役務全国計画の立ち上げ、国内避難民の再定住計画、2007 年 7 月までの選挙実施という計画を示す。(SG Rep.070308: pr.7)
- 2006.12.21 議長声明 (S/PRST/2006/58) によって、安保理が 12 月 1 日に IWG が決定した履行スケジュールをエンドース (SG Rep.070308: pr.3)
- 2007.01.01 ソロがバボからの直接対話の呼びかけを肯定的に評価。但し、直接対話は国連安保理決議 1721 の履行につながるものとするべきだとの見解を示す。またソロは、G7 に対して、バボ提案への対応を揃える必要があることを訴える (SG Rep.070308: pr.8)
- 2007.01.10 国連安保理決議 1739。UNOCI とフランス軍の活動期間を 2007 年 6 月 30 日まで延長。UNOCI の活動に、身分証明ならびに有権者登録作業と、治安部門改革を追加 (S/RES/1739)
- 2007.01.12 IWG 会合。ソロが出席し、FN としてはバボ提案を受け入れる意向であることを示す。IWG は、コートディヴォワールの勢力間の対話を支援する意向を示しながらも、対話の内容は身分証明、武装解除、軍再編、選挙実施などの具体的な問題に焦点を当てるべきだとの考えを示す (SG Rep.070308: pr.9)  
バボ大統領は、直接対話はまず軍事問題の協議から開始するので、政府と FN だけで進め、その後順次他の勢力も含めた対話を行っていくという意向を示す (SG Rep.070308: pr.9)
- 2007.01.17 潘国連事務総長が、サス・ンゲソ AU 議長とコンパオレ ECOWAS 議長に書簡。コートディヴォワール問題での両者の取り組みへの謝意を示し、国連も引き続き関与していくことを確認。また直接対話に関しては、諸懸案

- の解決には全政治勢力を含めた包括的なものであるべきだとの見解を示す (SG Rep.070308: pr.12)
- 2007.01.18 IWG が提示したスケジュールにのっとって作業を進めていた CEI に対し、バボ大統領が、FN との直接対話の結果が出るまですべての実務的作業を中断するよう要請。これに対し CEI は、翌日に、CEI の地方委員会を 2 月までに順次設置する計画であることを示す (SG Rep.070308: pr.6)
- G7 の会合が開かれ、バボ提案を受け入れる声明を发出 (SG Rep.070308: pr.8)
- 2007.01.19 ECOWAS 首脳会談 (於ワガドゥグ)。バボとソロの直接対話を歓迎し、次期議長であるコンパオレに仲介を委ねることを確認。最終声明では、コートディヴォワールの当事者に対して国連決議 1721 の履行に取り組むよう勧告がなされる (SG Rep.070308: pr.10)
- 2007.01.23 ソロがブルキナファソを訪問し、コンパオレと会談 (SG Rep.070308: pr.11)
- 2007.01.24 バボーコンパオレ会談 (SG Rep.070308: pr.11)
- 2007.01.25 ソロがブアケに仲介グループを招き、コンパオレとの協議の内容を説明。ソロは、直接対話が透明な形で進行し、かつ、安保理決議 1721 の枠組みを逸脱しないよう、国際的仲介者たちに対して対話をモニターするよう要請 (SG Rep.070308: pr.11)
- 2007.01.28-30 AU 首脳会議 (於アジスアベバ)。潘国連事務総長がバボ大統領と会談。事務総長はコートディヴォワール問題への国連の関与を約束。バボ大統領は、事務総長の懸念に応える形で、直接対話には最終的に全政治勢力を含めること、大統領提案は安保理決議の「敵」ではなく、補完的なものだと説明 (SG Rep.070308: pr.13)
- 2007.01.30 バニ首相が身分証明に関する技術オペレータを指名。巡回法廷を順次再開し、2007 年 2 月第 1 週までに 25 サイトを開設するという目標を示す。しかし、実際には 2 月 16 日までに開設されたのは 6 サイトにとどまり、出生証明書の発行も 1000 件程度にとどまる (SG Rep.070308: pr.5)
- 2007.02.05 ワガドゥグ会談開始。团长はそれぞれ、バボ側がタグロ大統領報道官、FN 側がダクリー・タブレー幹事長補佐 (SG Rep.070308: pr.14)
- 2007.02.21 ワタラ RDR 党首とマディ PDCI 幹事長がワガドゥグを訪問し、事務レベル協議での懸案事項についてファシリテーターと協議 (SG Rep.070308: pr.14)
- 2007.03.04 バボとソロの直接対話の結果、ワガドゥグ合意が成立。両軍参加による統合司令センター (CCI) 設置、信賴地域の撤廃と「グリーンライン」の導入、FAFN と国家警察の混成警察機構を設立し、旧信賴地域の治安維持に当てること、国家行政機構を全土で債権、民兵の解体、武装解除の受け皿として国民役務を導入、恩赦法を 2000 年 9 月から調印日までに適用、身分証明と有権者登録の開始、選挙の実施に関わるもの (SG Rep.070514: pr.2)
- 2007.03.16 ワガドゥグ合意に基づく CCI 設置を定めた大統領令发出 (SG Rep.070514: pr.6)
- 2007.03.26 バボとソロがワガドゥグ合意の追加合意 (supplementary agreement) に署名。

- ソロを首相にする。ソロは大統領選挙に出馬しない (SG Rep.070514: pr.5)
- 2007.03.28 ECOWAS がワガドゥグ追加合意を支持 (SG Rep.070514: pr.5)
- 2007.03.29 AU の平和安全保障委員会がワガドゥグ合意を支持 (SG Rep.070514: pr.5)
- 2007.04.07 ワガドゥグ合意に基づき組閣。33 ポストを、FPI が 11、FN が 7、PDCI と RDR が各 5、他 5 ポストは小政党と民間に配分 (SG Rep.070514: pr.7)。
- 2007.04.11 FDS、FAFN、UNOCI、ユニコーンの 4 者が信頼地域設置の根拠規定である「第 14 コード」(code 14) の廃止に署名。第 14 コードは 2005 年 7 月 31 日に設けられていた (SG Rep.070514: pr.9)
- 2007.04.12 ワガドゥグ合意に基づき、バボが恩赦対象を拡大するオルドナンスを発出 (SG Rep.070514: pr.8)
- 2007.04.16 CCI がヤムスクロに設置 (SG Rep.070514: pr.6)  
信頼地域の撤廃開始 (SG Rep.070514: pr.10)。
- 2007.05.02 ソロがドナーを招き、復興・再建予算を見積もるセミナーを開催 (於ヤムスクロ) (SG Rep.070514: pr.12)
- 2007.05.11 ワガドゥグ合意評価モニタリング委員会の第一回会合をコンパオレが招集。バボの特使とソロも参加。とくに民兵解体、武装解除、行政再建、身分証明について取り組みを加速させることを確認 (SG Rep.071001: pr.15)
- 2007.05.19 民兵の武装解除が正式に始まる。バボがギグロで 4 つの民兵組織から 555 挺の武器を受け取り、UNOCI に引き渡すというセレモニーを行う。しかし、CCI がこの問題の担当機構を設置していないため、その後もまったく進んでいない (SG Rep.071001: pr.20)
- 2007.06.05 158 人の県知事と次官を任命する大統領令。また巡回法廷判事 45 人を任命する大統領令。いずれも行政再建に関する取り組み (SG Rep.071001: pr.23)
- 2007.06.10 和解努力の一環としてブレ・グデがブアケ訪問 (SG Rep.071001: pr.8)
- 2007.06.12 ワガドゥグ合意常任諮問機構の第一回会合。首相に対してより迅速な取り組みを勧告 (SG Rep.071001: pr.15)
- 2007.06.20 国連安保理決議 1761。専門家グループの任期を 2007 年 10 月 31 日まで延長 (S/RES/1761)。
- 2007.06.22 公務員に対して給与遅配分として 3 ヶ月分の給与が支給。これに先立ち、西部、北部の公務員から未払い給与を支払うよう求めるストライキが起っていた (SG Rep.071001: pr.25)
- 2006.06.29 ソロ首相搭乗機がブアケ空港着陸時にロケット弾で攻撃される。この日の朝、ソロは巡回法廷の判事の任命のため飛行機でブアケ入りしたが、着陸から数分後停機上に向かってタキシング中の搭乗機 Fokker100 に向けて 2 発のロケット弾が打ち込まれた。また、滑走路の端から自動小銃による銃撃が数分間続いた。ソロの警護隊長と 2 名のプロトコール担当官が死亡、12 人が負傷。目撃者は少ないが、攻撃を行ったのは小規模のコマンドで、森の中に逃亡した。Le Monde の Tuquoi 記者は、最近の和平の進展が、金とダイヤの密輸、公的施設の接収、各種の税などの既得権を享受していた

- 戦争首領たちの神経をとがらせているという観察を示し、この事件がこれらのもによると示唆。バボは襲撃を非難するテレビ演説を行う (LeMonde.fr, 070701)
- 2007.06.29 国連安保理決議 1763。UNOCI とフランス軍の活動期間を 2007 年 7 月 16 日まで延長 (S/RES/1763)。
- 2007.07.05 この日までに 63 人の巡回法廷判事が任命。これで全土での実施に必要な判事は揃った (SG Rep.071001: pr.29)
- 2007.07.12 バボが、ソロ襲撃事件に関する国際調査団の設立を求める書簡を国連事務総長に送る (SG Rep.071001: pr.3)
- 2007.07.16 国連安保理決議 1765。UNOCI とフランス軍の活動期間を 2008 年 1 月 15 日まで延長。選挙高等代表の任務を終了させ、以後、選挙に関する事柄の承認は国連事務総長特使が担うものとすることを決定 (Gérard Stoudmann 選挙高等代表が退任) (S/RES/1765)。
- 2007.07.25 政府支配地域 22 箇所の刑務所で職員による待遇改善のストライキが実施される (8 月 3 日まで)。法務・人権相が、警察官並みの待遇に引き上げることを約束 (SG Rep.071001: pr.46)
- 2007.07.30 バボが内戦勃発以来初めてブアケ入りし、パレードを行う。「平和の火」で武器を燃やす象徴的なセレモニーを行う。警護は 4 者で実施。セネガル、ブルキナ、ベナン、トーゴ、ガーナ、マリ、南アフリカの大統領が臨席。(Le Monde.fr, 070731)。この訪問は当初 7 月 5 日に予定されていた (LeMonde.fr, 070701)。このセレモニーは本来 DDR プロセスへの本格的な取り組みの開始を意味するものだが、停滞している民兵の武装解除と同様、CCI のキャパ不足によって進展していない (SG Rep.071001: pr.21)
- 2007.08 ユニコーン部隊が、5 月と 8 月の 2 段階に分けて、人員を 1000 人まで削減。5 月には西部の拠点を、8 月にはヤムスクロの拠点を閉鎖した。しかし、削減後も全土でのパトロールが継続され、国内のどこにでも迅速に対応する能力は維持している (SG Rep.071001: pr.36)
- 2007.08.06 バボ大統領が年内の選挙実施も可能だとの見解を示す。時期を早めるのは事態を悪化させるとして RDR、PDCI が懸念を表明 (SG Rep.071001: pr.9)
- 2007.08.14 ソロが RHDP のリーダーたちと会談し、選挙実施に関しては、デッドラインを守ることも、信頼性を確保することの方を最優先していると説明 (SG Rep.071001: pr.10)
- 2007.08.15 296 の準県知事を任命する大統領令。行政再建に関する措置 (SG Rep.071001: pr.23)
- 2007.08.16 バボが、8 月 6 日発言について、公式の提案ではないと言明 (SG Rep.071001: pr.10)
- 2007.08.31 コンパオレが、RHDP に対し、国連選挙高等代表の退任は、国連のコミットメントの後退を意味するものではないことを確約する書簡を送る。RHDP は国連決議 1765 での国連高等代表の退任に関する不満を表明していた。これに対して、8 月 20 日にバン・ギムン国連事務総長がコンパオレに書簡を送り、RHDP への説明を依頼していた (SG Rep.071001: pr.11)

- 2007.09.04 第2回評価モニタリング委員会。各勢力に対して、合意の履行に向けて、スケジュールとベンチマークを明確にした取り組みを求める（SG Rep.071001: pr.15）
- 2007.09.12 ファシリテーター特使として新たに任命された Boureima Badini がアビジャンに着任（SG Rep.071001: pr.12）
- 2007.09.13 Mambé Beugré CEI 委員長が、9月25日から巡回法廷が開始され、予定どおり3ヵ月で作業が終了すれば、2008年10月までに大統領選挙の第一回投票を実施することは十分可能だとの見解を示す（SG Rep.071001: pr.10）
- 2007.09.25 法務省が巡回法廷を正式に開始。まずウラガイオとフェルケッセドゥグの2箇所で開催されたが、事前の告知が不十分だったため、参加者は少なかった。そのため準備を十分に進めるため、再度事業は延期された（SG Rep.071001: pr.28）
- 2007.10.01 国連事務総長による第14次進捗状況報告（S/2007/593）。行政再建計画にのっとり、県知事・準県知事の任命が6月から8月にかけて大統領令によって行われたが、任命された知事が、住環境・執務環境の劣悪さを理由に早々にアビジャンに戻ってくる例が続出しているとの報告（pr.24）。恩赦法発効によって、アビジャン、コロゴ、ブアケで合計72人が釈放されている（pr.44）。全般的状況に関しては、政治的雰囲気は好転したものの、合意に定められた期限が厳密に守られていないことへの懸念があり、和平プロセスは引き続き脆弱なものだとの見方が示される（pr.59）。また現状のUNOCIの部隊規模が維持されるべきであるとの見解（pr.65）。
- 2007.10.01-06 国連事務総長が、ソロ襲撃事件に関する国連の関与を検討するための事前調査ミッションを送る。7/12のバゴ書簡に対応したもの。その後事務総長は、司法的性格を持つ調査団の設立には安保理の承認が必要であることを確認し、その上で他のオプションについても検討することを明かした（SG Rep.080102: pr.7）
- 2007.10.20 ソロがガニョア訪問（SG Rep.080102: pr.2）
- 2007.10.29 国連安保理決議1782。制裁延長。ただし、ワゴドゥグ合意の進展度に応じて2008年4月30日までに見直すことを確認。専門家グループの任期を2008年10月31日まで延長。UNOCI、フランス軍の自由移動の妨害、ならびにこれらの軍隊、事務総長特使、ファシリテーターに対する攻撃や妨害行為は、制裁の対象となることを明記（S/RES/1782）。
- 2007.11.09 ECOWAS 加盟国国民に居住許可証を保有を求める規定が廃止される（大統領令）。国連事務総長はこれを善隣外交上好ましい措置として評価（SG Rep.080102: pr.11）
- 2007.11.09 評価モニタリング委員会で、身分証明プロセスの技術オペレーターとして、フランス企業のSAGEMを指名する案がまとまる。ベディエとワタラもこれを歓迎（SG Rep.080102: pr.14）
- 2007.11.14-17 バンゴロに展開している混成警察部隊（FDSとFAFNの混成）が、劣悪な待遇に抗議してバンゴロデュエクエ間を封鎖。CCIが話し合いに応じ、全国に広がることは避けられた（SG Rep.080102: pr.4）
- 2007.11.14 巡回法廷事業の遅れの原因は資金難にあるとソロ首相が述べる。不足額は

- 800 万ドル。これを受け 11 月 19 日に、政府は 200 万ドル相当額を追加支出 (SG Rep.080102: pr.34)
- 2007.11.19-24 ワガドゥグ合意の履行促進のため、大統領側と FN 側の使節団がワガドゥグで協議。中心課題は、身分証明プロセスを担当する技術オペレーターの任命と作業の進め方。決着つかず (SG Rep.080102: pr.9)
- 2007.11.20 新たに任命されたチェ国連事務総長特使がアビジャン訪問。その後、ガーナとブルキナファソも訪問 (SG Rep.080102: pr.12)
- 2007.11.28 使節団による交渉の不調を受けて、ワガドゥグでバボ、ソロの直接対話が行われ、ワガドゥグ政治合意の第 2 追加合意、第 3 追加合意が成立。第 2 追加合意は、技術オペレーターの決定に関するもので、11 月 9 日の評価モニタリング委員会の案を承認し、SAGEM 社に決定した。第 3 追加合意は、ワガドゥグ合意の履行スケジュールに関するもので、新治安部隊の機構の決定 (12 月 15 日まで)、民兵の解体ならびに兵士の DDR の開始 (12 月 22 日)、財政・税務関連の行政官の再配置の完了 (12 月 30 日まで)、選挙の実施 (2008 年 6 月まで) について定める。また第 3 追加合意では、軍統合が完了するまでの措置として、FN 兵士に対する月次手当の支給と、FN 側に参加した政府軍兵士に対する手当の遡及支給が約束された。また、この会談では、これらの合意の他に、バボ、ソロ、パディーニ・ファシリテーター特使の 3 者会談を毎週定例で行う方針が確認された (SG Rep.080102: pr.9,14-15)
- 2007.11.28-30 バボ、北部訪問。ソロの出身地であるフェルケッセドゥグにも入る。バボ演説には多くの人々が集まった (SG Rep.080102: pr.2, 8)
- 2007.12.10 第 3 追加合意に定められた新治安部隊の機構に関連して、ソロ首相が、必要な措置を検討するためのワーキンググループを設置する意向を表明 (SG Rep.080102: pr.28)
- 2007.12.14-17 政府軍のマンガ参謀総長と反乱軍のバカヨコ参謀総長が、ヤムスクロで会談。UNOCI、ユニコーン、CNDDR コーディネーター、ファシリテーター特使も臨席。第 3 追加合意を受け、反乱軍兵士の再統合に関する人員数を決定。新国軍に 5000 人、警察と憲兵隊に 4000 人、国民役務に 2 万人、再統合プログラムに 6000 人ということで合意したとファシリテーター特使が発表。(SG Rep.080102: pr.23)
- 2007.12.18 FN 側兵士 120 人が、手当の支払いが遅れていることに抗議してブアケで略奪行為を行う。巡回法廷チームも巻き添えを食う。FN 幹部が調停 (SG Rep.080102: pr.5)
- 2007.12.21 政府が国民役務プログラムの開始を宣言。しかし、詳細はまだ決まっていない (SG Rep.080102: pr.21)
- 2007.12.22 ティエビスーとジェボヌアでの宿営 (cantonment) プロセスを開始するセレモニーが、バボの主催、ソロの臨席で開始。国軍の 3 小隊、反乱軍の 2 小隊がヤムスクロの宿営サイトに、反乱軍の 6 小隊がブアケの宿営サイトにそれぞれ向かった (SG Rep.080102: pr.24)。
- 2007.12.24 この日までに再配置された公務員は 1 万 5000 人ほどとなった。巡回法廷は所期の予定である 111 のうち、55 の技術チームが派遣されたが、稼働しているのは 33 のみ。この日までに 9 万 3027 通の補充出生証明書が発行さ

れた (SG Rep.080102: pr.29, 32)

- 2008.01.02 国連事務総長による第 15 次進捗状況報告 (S/2008/1)。人道援助団体が把握している 12 万人の国内避難民のうち、5 万人が西部と北部に自発的に帰還している。現今の政治的雰囲気的好転とワガドゥグ合意の履行の進展は、将来的な UNOCI 人員の削減につながるだろうとの見解が示された上で、さしあたり現状の規模を維持し、任期を 2009 年 1 月 15 日まで延長すべきであるとの考えが示された (SG Rep.080102: pr.50, 69)
- 2008.01.15 国連安保理決議 1795。ワガドゥグ政治合意の追加合意を歓迎。UNOCI とフランス軍の活動期間を 2008 年 7 月 30 日まで延長 (S/RES/1795)。



付表 1 年表中に登場する主な英字略号\*

略号	邦訳 (原語)	解説
<b>AU</b>	アフリカ連合 (African Union)	アフリカ全域をカバーする地域機構。旧アフリカ統一機構 (Organization for African Unity: OAU)
<b>BCEAO</b>	西アフリカ諸国中央銀行 (Banque centrale des Etats d'Afrique de l'Ouest)	西アフリカ8カ国で流通するCFAフランの発券銀行。
<b>BIMa</b>	海軍歩兵大隊 (Bataillon d'Infanterie de Marine)	正式名称は「第43海軍歩兵大隊(43° BIMa)」。アビジャン駐留フランス軍の部隊名
<b>CCI</b>	統合司令センター (Centre de commandement intégré)	ワガドゥグ合意に基づき設置された、政府軍・反乱軍両軍参加による統合司令部
<b>CEI</b>	独立選挙管理委員会 (Comission électorale independante)	マルクーシ合意で勧告された選挙管理委員会
<b>CNDDR</b>	DDR 全国委員会 (Commission nationale de déarmement, démobilisation et réinsertion)	DDR (武装解除、動員解除、再統合) を統括する機関
<b>CNSP</b>	救国委員会 (Comité national de salut public)	軍事政権の最高意志決定機関
<b>ECOMICI</b>	ECOWAS コートディヴォワール派遣団 (ECOWAS Mission in Côte d'Ivoire)	ECOWAS が派遣した停戦監視団
<b>ECOWAS</b>	西アフリカ諸国経済共同体 (Economic Community of West African States)	西アフリカの地域機構
<b>FAFN</b>	新勢力軍 (Forces armées des Forces nouvelles)	FN の軍事部門
<b>FANCI</b>	コートディヴォワール国軍 (Forces armées nationales de Côte d'Ivoire)	コートディヴォワールの正規軍
<b>FDS</b>	国防・治安部隊 (Forces de défense et de sécurité)	コートディヴォワールの軍隊・準軍隊・警察の総称。FANCI、国家警察、国家憲兵隊から成る
<b>FN</b>	新勢力 (Forces nouvelles)	反乱軍3派 (MPCI、MJP、MPIGO) を統合した組織。G・ソロ (Guillaume Soro) 幹事長がトップを務める
<b>FPI</b>	イヴォワール人民戦線 (Front	コートディヴォワール現与党。3大

	populaire ivoirien)	政治家のひとりで現大統領である L・バボ (Laurent Gbagbo) が実質的なリーダー。
<b>G7</b>	G7 (Group de sept)	マルクーシ合意推進派の連合体を指す非公式の略称。PDCI、RDR、UDPCI、MFA の野党 4 党と反乱軍 3 派から成る。「ジェーセット」と読む。2004 年 3 月頃から使われはじめる
<b>GPP</b>	平和のための愛国集団 (Groupe patriotique pour la paix)	バボ大統領支持派の武装民兵
<b>IB</b>	I・クリバリ (Ibrahim Coulibaly)	反乱軍の軍事部門の最高幹部のひとりと目されている人物
<b>INS</b>	国立統計研究所 (Institut national de la statistique)	人口センサスなどを業務とする国立の研究所。CEI に代わって選挙実務を実施させるという大統領案が示されたことで、2005 年半ば以降和平プロセスの焦点となった。
<b>IWG</b>	閣僚級国際ワーキンググループ (International Working Group)	2005 年 10 月 6 日の AU 決議によって提案され、国連安保理決議 1633 (2005 年 10 月 21 日) でエンドースされた。和平プロセスのスケジュールのフォローアップを行うアドホック機構
<b>MFA</b>	未来の力運動 (Mouvement des forces d'avenir)	コートディヴォワールの小野党のひとつ
<b>MINUCI</b>	国連コートディヴォワール派遣団 (United Nations Mission in Côte d'Ivoire; [仏語] Mission des Nations Unies en Côte d'Ivoire)	国連安保理決議 1479 (2003 年 5 月 13 日) で創設された監視団。マルクーシ合意の履行の促進の任に当たる
<b>MJP</b>	正義平和運動 (Mouvement pour la justice et la paix)	2002 年 11 月末に西部で挙兵した反乱勢力の一つ。FN の構成組織。
<b>MPCI</b>	コートディヴォワール愛国運動 (Mouvement patriotique de Côte d'Ivoire)	反乱軍の中心的勢力。
<b>MPIGO</b>	全西部イヴォワール人民運動 (Mouvement populaire ivoirien du Grand Ouest)	2002 年 11 月末に西部で挙兵した反乱勢力の一つ。FN の構成組織。
<b>OIF</b>	フランコフォニー国際機構 (Organisation internationale de la Francophonie)	仏語圏諸国を中心に構成される国際機構
<b>ONUCI</b>	国連コートディヴォワール活動 (Opératoin des Nations Unies	国連 PKO。UNOCI の仏語表記。

	en Côte d'Ivoire)	
<b>PDCI</b>	コートディヴォワール民主党 (Parti démocratique de Côte d'Ivoire)	コートディヴォワールの3大政党の ひとつ。旧唯一党。3大政治家の一 人である H・K・ベディエ (Henri Konan Bédié) が党首。
<b>PIT</b>	イヴォワール労働者党 (Parti ivoirien des travailleurs)	コートディヴォワールの小政党の ひとつ
<b>RDR</b>	共和連合 (Rassemblement des républicains)	コートディヴォワールの3大政党の ひとつ。3大政治家の一人である A・D・ワタラ (Alassane Dramane Ouattara) が党首。
<b>RFI</b>	フランス国際ラジオ [または 「ラジオ・フランス・アンテル ナショナル」 (Radio France international)]	フランス政府が出資する国際ラジ オ放送。コートディヴォワールでも っとも聴取されている国際ラジオ 放送のひとつ
<b>RHDP</b>	民主主義と平和のためのウフ ェティスト連合 (Rassemblement des Houphouëtistes pour la démocratie et la paix)	PDCI と RDR が選挙協力を視野に入 れて結成した連合組織。2005年5月 発足。UDPCI と MFA も参加。
<b>RTI</b>	国営ラジオ・テレビ局 (Radio - Télévision ivoirienne)	コートディヴォワールの国営放送 局。反乱軍のソロ書記長がこれを管 轄するコミュニケーション相に就 任したことから、同局の幹部人事は 和平プロセス下の政争の大きな焦 点となった
<b>RUF</b>	革命統一戦線 (Revolutionary United Front)	シエラレオネのゲリラ組織
<b>UDCY</b>	民主市民連合 (Union démocratique et citoyenne)	コートディヴォワールの小政党の ひとつ
<b>UDPCI</b>	民主主義平和同盟 (Union pour la démocratie et pour la paix en Côte d'Ivoire)	3大政党に次ぐ勢力を持つ政党。ゲ イ元軍事政権首班の支持者を中心 に2000年選挙後に結成
<b>UNMIL</b>	国連リベリア派遣団 (United Nations Mission in Liberia)	リベリアに派遣された国連 PKO
<b>UNOCI</b>	国連コートディヴォワール活 動 (United Nations Operation in Côte d'Ivoire)	国連 PKO。ONUCI に同じ。

(出所) 各種報道資料に基づき、筆者作成。

(注) \* 年表中で頻出するもののみを掲載した。頻出しないものは年表中でスペルアウト  
している。

付表2 コートディヴォワール内戦における合意文書

締結日	名称	特徴
2002.9.29	アクラ I 合意	ECOWAS 臨時首脳会談での共同声明。コートディヴォワール内戦に関する ECOWAS の基本的認識と対応方針を定めたもの。
2002.11.1	ロメ合意	エヤデマ・トーゴ大統領を仲介役とする ECOWAS 調停の成果。コートディヴォワール政府代表である L・ドナ・フォロゴ (Laurent Dona Fologo) 経済社会委員会委員長とソロ MPCCI 幹事長が署名。捕虜の扱いに関する事務的な内容にとどまる。
2003.1.24	マルクーシ合意	フランスによる調停の成果。反乱軍 3 派と国民議会に議席を持つ 7 政党の代表が署名。和平プロセスの基本的枠組みと政策課題を網羅した包括的なもの。
2003.3.7	アクラ II 合意	マルクーシ合意に基づく挙国一致内閣の組閣が難航しているのをを受けて開催された ECOWAS 調停の成果。マルクーシ合意署名全勢力が署名。組閣方法に関する詳細を定めるもの。
2004.7.30	アクラ III 合意	バボ大統領側と野党・反乱軍側が全面的対立して和平プロセスが膠着状態に陥ったことをを受けて開催された ECOWAS 調停の成果。マルクーシ合意の主要政治プログラムに関するスケジュールを確認したもの。マルクーシ合意署名全勢力が署名。
2005.4.6	プレトリア I 合意	AU の特別調停者に任命されたムベキ・南アフリカ大統領による調停の成果。バボ大統領、ベディエ PDCI 党首、ワタラ RDR 党首の 3 大政治家、ソロ新勢力幹事長、挙国一致内閣首相、ムベキ調停者が署名。マルクーシ・プロセスの促進のため、政治プログラムの進め方と内容に関する解釈を一致させたもの。
2005.6.29	プレトリア II 合意	プレトリア I 合意に基づく取り組みが遅れているのをを受けて開催されたムベキ AU 調停者による調停の成果。プレトリア I の内容の再確認と補足がなされ、大まかなスケジュールが言及されている。署名者はプレトリア I 合意と同じ。
2007.3.4	ワガドゥグ合意	コンパオレ・ブルキナファソ大統領を「ファシリテーター」とする、バボ大統領とソロ新勢力幹事長の直接対話の成果。この 3 者が署名。両軍の統合参謀本部の設置、信頼地域撤廃、身分証明と有

		権者登録の開始、選挙の実施などの重要課題の履行に関する具体的な機構のあり方を定めたもの。
2007.3.26	ワガドゥグ合意 第1追加合意	ソロ新勢力幹事長を首相に任命することを約したもの。署名者はワガドゥグ合意と同じ。
2007.11.28	ワガドゥグ合意 第2追加合意	身分証明事業の請負企業を決定するもの。署名者はワガドゥグ合意と同じ。
2007.11.28	ワガドゥグ合意 第3追加合意	ワガドゥグ合意の履行スケジュールを定めたもの。署名者はワガドゥグ合意と同じ。

(出所) 佐藤 [2007] ならびに各種報道資料に基づき筆者作成。

付表3 コートディヴォワール内戦に直接関連する国連安保理決議一覧

決議日	決議番号	主な内容*
2003.2.4	1464	マルクーシ合意のエンドース。フランス軍のユニコーン部隊と ECOMICI を国連憲章第7章下の活動として承認。
2003.5.13	1479	国連コートディヴォワール派遣団 (MINUCI) 創設。
2003.8.4	1498	ユニコーンと ECOMICI の活動期間延長。
2003.11.13	1514	MINUCI の活動期間延長。
2004.2.4	1527	MINUCI、ユニコーン、ECOMICI の活動期間延長。
2004.2.27	1528	国連コートディヴォワール活動 (UNOCI) を創設。ECOMICI を UNOCI に統合する。MINUCI、ユニコーン、ECOMICI の活動期間延長。ユニコーンに UNOCI の活動全般を支援する権限を付与。
2004.11.15	1572	FANCI の停戦協定違反への非難と、これを受けた制裁措置の導入。
2005.2.1	1584	武器禁輸措置の実施体制の整備。専門家グループの設置。
2005.4.4	1594	UNOCI とユニコーンの活動期間延長。
2005.5.4	1600	プレトリア合意への謝意。UNOCI とユニコーンの活動期間延長。
2005.6.3	1603	プレトリア合意のエンドース。
2005.6.24	1609	ONUCI とユニコーンの活動期間延長。UNOCI 任務の追加。UNOCI、UNMIL、UNAMSIL の協調関係の構築。
2005.10.18	1632	専門家グループの任期延長。
2005.10.21	1633	ECOWAS 首脳会談ならびに AU の平和・安全保障委員会の決定をエンドース (大統領の任期延長の承認)。
2005.12.15	1643	制裁措置の延長。コートディヴォワールからのダイヤモンド原石の輸入禁止。
2006.1.24	1652	UNOCI とユニコーンの活動期間延長。
2006.2.6	1657	UNMIL の部隊を一時的に UNOCI に派遣。
2006.6.2	1682	UNOCI の増員。
2006.9.14	1708	専門家グループの任期延長。
2006.11.1	1721	AU 首脳会談決議をエンドース。大統領と首相の任期を12ヵ月延長。選挙高等代表の権限の確認。
2006.12.15	1726	ONUCI とユニコーンの活動期間延長。
2006.12.15	1727	制裁措置 (ダイヤモンド原石に関するものも含む) の延長。
2007.1.10	1739	ONUCI とユニコーンの活動期間延長。UNOCI 任務の追加。
2007.6.20	1761	専門家グループの任期延長。
2007.6.29	1763	ONUCI とユニコーンの活動期間延長。
2007.7.16	1765	ONUCI とユニコーンの活動期間延長。選挙高等代表の任務終了。
2007.10.29	1782	制裁措置 (ダイヤモンド原石に関するものも含む) の延長。

---

		専門家グループの任期延長。
2008.1.15	1795	ONUCI とユニコーンの活動期間延長。

---

(出所) 国連ウェブサイト掲載の決議本文に基づき筆者作成。

(注) \* 詳細な内容に関しては年表中の記述を参照。

## 付属資料 1

### ワガドゥグ政治合意

(Accord politique de Ouagadougou : 2007 年 3 月 4 日署名)

#### 前文

西アフリカ諸国経済共同体 (ECOWAS) 首脳会議の現議長の職責において、ECOWAS からの厳正なる委任にのっとりなされた、ブルキナファソ大統領ブレイズ・コンパオレ (Blaise Compaoré) 閣下の招請により、それぞれ共和国大統領と新勢力とを代表する、コートディヴォワール共和国からの 2 つの代表団が、2007 年 2 月 5 日から 3 月 3 日にかけてワガドゥグ (Ouagadougou) にて会談した。

この会談は、2006 年 12 月 19 日に、ローラン・バボ (Laurent Gbagbo) 大統領が発表した危機脱却のためのプランを受けたものであり、この発表によって ECOWAS 現議長が、2007 年 1 月 23 日に、コートディヴォワールの武力紛争における旧紛争当事者間の直接対話の促進の任を担うこととなった。

ブレイズ・コンパオレ大統領は、新勢力幹事長のギヨーム・ソロ (Guillaume Soro) 氏、コートディヴォワール政界のさまざまな当事者、首相であるシャルル・コナン・バニ (Charles Konan Banny) 氏との協議を踏まえて、直接対話の案に同意するとともに、この直接対話が、2006 年 11 月 1 日に国連安全保障理事会にて採択された決議 1721 が定める枠組みのなかに位置づけられるのが望ましいとの考えを示した。

会談において、ローラン・バボ大統領特別顧問にして共和国大統領報道官であるデジレ・タグロ (Désiré Tagro) 氏を団長とするコートディヴォワール共和国大統領代表団と、新勢力副幹事長にして連帯・戦争犠牲者担当大臣であるルイ＝アンドレ・ダクリー＝タブレ (Louis-André Dakoury-Tabley) 氏を団長とする新勢力代表団は、コートディヴォワールが危機から幸福なる脱却を遂げることへの衷心からの献身に基づき、国内の状況の分析にとり組んだ。

両者は、平和と安定を建設すること、治安の悪化、失業、貧困に対して戦うこと、国家の領土全体で国家の権威を再建し、全土のすみずみまで自由に人びとと物品が移動できるよう保障することが、喫緊の必要性を持つことを強調した。

危機脱却プロセスの運営における特別の責任に鑑み、コートディヴォワールにおける武力紛争の両当事者は、平和の確立、真の国民和解の促進、政治と制度の正常化のためには、永続的な対話と相互信頼をとおして、一致協力することが喫緊の必要性を持つことを確認した。

署名者は、リナ＝マルクーシ (Linas-Marcoussis)、アクラ (Accra)、プレトリア (Pretoria) での諸合意ならびに国連でのコートディヴォワールに関する諸決議の実現に向けて横たわる問題を特定したのち、決定を確定する前提として、以下のことを再確認した。

- －コートディヴォワールの主権、独立、領土の一体性、統一の尊重の堅持
- －憲法の堅持
- －リナ＝マルクーシ、アクラ、プレトリアの諸合意の堅持



- －コートディヴォワールに関する国連でのすべての決議、とりわけ安保理決議 1633 (2005 年) ならびに 1721 (2006 年) の堅持
- －自由で、開かれ、透明で民主的な選挙のための条件を創出するという意志
- －コートディヴォワールの諸制度の正常な機能と、コートディヴォワールにおける政治、行政、軍事的な正常状態への復帰に向けて、努力と精力を共有するという意志

ここで言及された諸合意ならびに決議 1721 (2006 年) をはじめとする諸決議の実現を促進するため、署名者は、以下の決定を確定するものとする。

## I. 人びとの身分証明全般について

本合意の署名当事者は、コートディヴォワールに居住するイヴォワール人と外国人の身分証明が重要な懸案事項となっていることを再認識する。明確で一貫した身分証明が不十分であること、ならびに、個々人の同一性と国籍を証拠立てる統一された行政書類が存在しないことは、紛争のひとつの源となっている。これに鑑み、署名者は、以下の措置によって、この状況に終止符を打つことを決定した。

### 1.1. 出生証書充当判決書の作成のための巡回法廷の再開

1.1.1. 本合意に基づく新しい政府が発足次第速やかに、巡回法廷 (*audiences foraines*) を全土で再開する。出生証書充当判決書 (*jugements supplétifs d'actes de naissance*) の発行を促進するために、巡回法廷の用に供するために創設される新しい裁判所の運営の任に当たる判事は、大統領令によって任命され、職務遂行に必要な手段を付与されるものとする。

1.1.2. 3 ヶ月間実施される巡回法廷のこの特例活動は、コートディヴォワールで出生しながらこれまで民籍登録を行っていない人びとに対して、出生証書を代替する充当判決書を発行することに限定される。

1.1.3. 巡回法廷の再開に際しては、該当する人びとに対して、出生地の巡回法廷に赴いて出生証書を代替する充当判決書の発行を受けるよう招請するための、啓発、情報提供、動員のキャンペーンが、主要政治家、参謀総長、市民社会の参加のもとに組織されるものとする。

1.1.4. 署名者は、国家の領土全域で巡回法廷の活動の安全を保障するようとり組むものとする。

### 1.2. 紛失もしくは毀損した出生登録の復元

出生証書を代替する充当判決書を作成する巡回法廷と並行して、2007 年 1 月 17 日のオールドナンスならびに可及的速やかに発出される同オールドナンスの適用政令に則り、いくつかの民籍登録センターで紛失もしくは毀損した民籍登録簿 (*registres d'état civil*) の復元がなされるものとする。

### 1.3. 新しい身分証明証 (国民身分証と滞在許可証) の発行作業の組織

署名者は、以下に示す手順によって、新しい身分証明証の発行のための特別作業の組織にとりくむ。

- 1.3.1. 通常の身分証明
  - 1.3.1.1. イヴォワール人は、国民身分証 (carte national d'identité) の保持が義務づけられているが、国籍証明書 (certificat de nationalité) と、出生証書 (acte de naissance) もしくはこれを代替する出生証書充当判決書を有していれば、新しい国民身分証を取得することができる。
  - 1.3.1.2. 非イヴォワール人は、出生証書もしくはこれを代替する出生証書充当判決書、ならびに国籍を示す領事書類 (document consulaire) を有していれば、資格 (statut) に応じた新しい身分証明証を取得することができる。
- 1.3.2. 新しい有権者リストに基づく身分証明
  - 1.3.2.1. 身分証明の迅速化という要請、ならびにコートディヴォワールの行政の現状と危機脱却という必要性への考慮から、署名者は、有権者リスト (liste électorale) に基づく身分証明を特例として認めることで一致した。
  - 1.3.2.2. 巡回法廷終了後、独立選挙管理委員会は、2000 年の有権者リストに基づいて有権者登録作業に着手し、併せて、国家の領土全域で属人的情報の収集を実施する。有権者リストに登録が可能なのは、満 18 歳以上のイヴォワール人であって、出生証書抄本もしくは出生証書を代替する充当判決書を有する者である。
  - 1.3.2.3. 有権者リストへの掲載がなされたすべての市民は、有権者証 (carte d'électeur) と新しい国民身分証との引き換えの際に必要となる、個別同定番号の記載された受領書の発行を受ける。
  - 1.3.2.4. 有権者リストの有効化手続きが独立選挙管理委員会によってなされた後、閣議決定に基づく政令によって、確定された有権者リストに掲載されている全員に対して新しい国民身分証を配付することが定められる。確定された有権者リストは、新しい国民身分証と有権者証の配付に共通の基本台帳となる。
- 1.3.3. 新しい身分証明証に関する定め
  - 1.3.3.1. 新しい身分証明証は、偽造不可能で、高度にセキュリティが確保され、各保有者の個別同定番号を含むものとなる。
  - 1.3.3.2. 新しい身分証明証の作成と発行は、身分証明監督全国委員会 (Commission nationale de supervision de l'identification: CNSI) の監督の下、国家身分証明局 (Office National d'Identification: ONI) が実施する。
  - 1.3.3.3. 身分証明作業のために、政府は、双方の同意を得て、閣議決定をうけた政令で指名される技術オペレータ (Opérateur technique) を募集する。

## II. 選挙プロセスについて

コートディヴォワールにおける持続的平和ならびに政治と制度の正常化を可

及的速やかに実現するために、この直接対話の署名者は、身分証明作業に引き続き、リナ＝マルクーシ、アクラ、プレトリアの諸合意に則り、開かれ、民主的で、かつ透明な大統領選挙を準備することにとり組むことを再確認した。この目的のために署名者は以下のことを決定した。

## 2.1. 有権者リストへの登録

2.1.1. 署名者は、有権者リストへの登録が、国立統計研究所 (Institut national de la statistique: INS) と身分証明のために政府が指名する技術オペレータによって実施されることで一致した。この2つの実施者は、独立選挙管理委員会の監督責任下でこの任務にとり組む。

2.1.2. 投票年齢に達したすべてのイヴォワール人市民が、有権者リストに登録できる。登録には、以下の書類を保有していなければならない：出生証書抄本もしくは出生証書を代替する充当判決書。

2.1.3. 有権者リストへの登録の詳細については、選挙法の定めにもとづき、閣議決定に基づく政令によって定められる。

## 2.2. 確定有権者リストの公開

2.2.1. 独立選挙管理委員会によって有効化された確定有権者リストは、選挙法第11条第2項の定めにもとづき、もしくは署名者が同意したその他の方法によって公開される。

## 2.3. 有権者証の作成と配付

2.3.1. 公開の後、確定有権者リストは、独立選挙管理委員会の監督責任下で有権者証の作成に供せられる。

2.3.2. 有権者証の配付は、独立選挙管理委員会によって、その支部をとおして行われるものとし、選挙法第5条の定めにもとづき、遅くとも投票日の2週間前までには完了されるものとする。

2.3.3. 前段落で定められた時期までに有権者証を引き換えることができなかった有権者は、有権者リストへ正規に登録されているかぎりにおいて、新しい国民身分証を示すことで投票できるものとする。

## 2.4. 選挙プロセスに関わる諸機関間の協力について

2.4.1. 透明性と効率性を認識し、国立統計研究所と政府が指名する技術オペレータは、独立選挙管理委員会の監督のもと、ともに協力して有権者証を作成する。

2.4.2. この協力のあり方の詳細は、閣議決定に基づく政令によって定められる。

## III. コートディヴォワールの国防・治安兵力について

本合意の署名者は、国家の軍隊たるもの国民の統一と結合の反映にして共和国の制度の安定性の保証人でなければならないとの認識に立ち、共和国の統合と倫理に関わる価値に献身する新しい国防・治安兵力の発足に向けて、双方の軍隊の

再建と再確立に向けて協議を行った。

軍隊の再建と再確立のための特別の機構に関しては、オールドナンスを発出し、新しい国防・治安兵力の組織の大枠、構成、機能について定めることとした。これに従い、双方は、統合された活動のための機構を創設し、現存する2つの軍隊の統合に着手することを決定した。

### 3.1. 統合司令センターの設立

3.1.1. 国防と治安に関する諸課題に共同で取り組むという精神に立ち、旧紛争当事者である双方は、現存の戦闘兵力の統合とコートディヴォワールにおける国防・治安兵力の再建に関する諸措置の具体化の任に当たる、統合司令センター (Centre de commandement intégré: CCI) を創設することで一致した。

3.1.2. 統合司令センターは機構図を定められ、コートディヴォワール国軍 (FANCI) 参謀総長と新勢力軍 (FAFN) の参謀総長の共同司令下に置かれる。同センターは、2人の参謀総長が指名する同数の将校から構成されるものとする。

3.1.3. 統合司令センターの基本的任務は以下の通りである。

- －国防・治安政策の策定への貢献
- －中立の兵力の監督のもとでの、武装解除・動員解除・再統合全国プログラム (Programme national de désarmement, de démobilisation et de réinsertion: PNDDR) の実施
- －危機脱却に関連する軍事上、治安上の職務の遂行
- －巡回法廷、身分証明作業ならびに選挙プロセスにおける安全の保障
- －両者混成の軍隊ならびに準軍隊の部隊の発足
- －国家の領土全域における人間と物品の保護と自由移動を保障する施策の調整

### 3.2. 武装解除・動員解除・再統合全国プログラムについて

3.2.1. 署名者は、リナ＝マルクーシ合意での勧告、ならびに、以下に示す軍隊レベルでの合意で謳われた様式に則り、現存する兵力の武装解除を可及的速やかに開始することで一致する。

- －2004年1月9日に署名され、2005年5月2～6日に、南アフリカの仲介のもとヤムスクロで開催された武装解除に関するセミナーで再確認された DDR 共同作戦計画 (Plan Conjoint des Opérations du DDR: PCO)
- －2005年7月9日にヤムスクロで採択された DDR 全国プログラム (PNDDR/RC) ならびにその日程表
- －2005年5月12日土曜日にヤムスクロで開催された国防・治安部隊 (FDS) と新勢力軍の参謀総長のワークショップでの結論

3.2.2 署名者は、民兵の解体と武装解除を促進することで一致する。

3.2.3. 署名者は、あらかじめ場所を特定された 17 サイトでの集合 (regroupement) プロセスを促進し、再確認された PNDDR の日程表を履行することで一致する。

### 3.3. 国民役務

3.3.1. 双方は、コートディヴォワールのすべての若者を対象とし、就職のた

めの訓練を提供することを目的とした国民役務が、戦争が要請する武器の操作に熟達したすべての若者を、文民、軍事を問わず将来の雇用にむけて取り込み、訓練を施すために、同様に受け入れることで一致する。

3.3.2. 国民役務の組織と機能は、閣議決定に基づく政令によって決定される。

#### IV. 国家の権威の再建ならびに国家の領土全体への行政の再展開について

4.1. コートディヴォワールにおける政治と制度の正常化を実現するという強い決意をもって、本合意の署名者は、国家の権威を再建し、国家の領土全体に行政とあらゆる公共サービスを再展開することにとり組む。

4.2. 行政と公共サービスの再配置は、信頼地域の撤廃と監視ポストの設置がなされ次第、首相の権威のもとで、関係する全省庁によってとり組まれる。行政の再展開は、基本的社会サービス、とりわけ教育、保健、上下水を含む、公共サービス全体に関わるものである。

4.3. 主要な行政サービスの責任者の指名は、双方の協議に基づいてなされる。

4.4. プレトリア合意に基づく 600 人を含む警察と憲兵隊の要員は、県の機構と別途配置される技術サービス全体の安全を保障する任につくものとする。

#### V. 執行に関する制度的枠組みについて

5.1. 直接対話の双方は、行政と軍事の両面において、信頼地域の内外ともに、実質的管理を行うものであり、国家の機能における重大な責任を自覚し、政治権力の共同運営と国民和解を基軸にして政治と制度における正常化を実現する決意をもって、執行のための新しい制度的枠組みを据えることを決定する。

5.2. 移行期政府は、危機脱却に関する諸合意と諸決議に謳われた、コートディヴォワールの再統一、武装解除、開かれ、透明で民主的な選挙の実現するために、コートディヴォワールにおける政治勢力との常なる協調、相互補完、開放の精神をもって行動するものとする。

#### VI. 国民和解、平和、治安、人びとと物品の自由移動を確立するための諸措置

平和、国民和解、人びとと物品の自由移動を確立するために、直接対話の双方は、以下の措置について合意した。

##### 6.1. 武器輸入の禁止について

6.1.1. 直接対話の双方は、ファシリテーターと ECOWAS の賛助のもとに、大統領選挙の開催後 3 ヶ月以内に、現在コートディヴォワールに対して課されている武器禁輸を解除するよう、国連安全保障理事会に対して要請すること

致する。

6.1.2. 直接対話の双方はまた、国連安全保障理事会に対して、ファシリテーターと ECOWAS の賛助のもとに、本合意第 3 段落 1 項で言及した統合司令センターの管理下で、公共の秩序と治安維持に不可欠な小火器の輸入を、即時、特例として認めるよう要請することで一致する。

## 6.2. 信頼地域について

6.2.1. 直接対話の双方は、物品と人びとの自由移動を可能にするという目的に立ち、「信頼地域の運営」に関する文書、いわゆる「第 14 コード」の第 A-4 段落に則り、ユニコーンと国連コートディヴォワール活動からなる中立兵力に対して、信頼地域の撤廃を要請することで一致する。

6.2.2. 暫定的措置として、信頼地域の中間地点を東西に走る仮想線、いわゆるグリーン・ライン (ligne verte) が設定され、同線上の往来の要衝に監視ポストが設置される。監視ポストには中立兵力が駐留し、2 ヶ月毎に半減させ、最終的な撤廃にいたる。

6.2.3. 新勢力軍と国防・治安部隊からの同数の要員で構成され、警察と治安維持の任務を担当する混成部隊が信頼地域に展開される。これらの部隊は、軍隊の改革と再建とともに廃止される。

## 6.3. 恩赦法について

赦しと国民和解を促進し、社会の結合とイヴォワール人同士の連帯を再確立する目的に立ち、直接対話の双方は、2003 年に採択された恩赦法の適用範囲を拡大することで一致する。この目的のため、双方は、コートディヴォワールが経験している災難と関連し、2000 年 9 月 17 日から本合意発効日までの間に犯された、国家の公安を侵害する犯罪ならびに違反行為であって、経済犯罪、戦争犯罪、人道に対する犯罪を除外したものを対象とする新しい恩赦法を、オールドナンスの発出によって、採択することを決定した。

## 6.4. 制裁について

本合意の署名者は、コートディヴォワール危機における主要人物個人を対象とした制裁の即時解除を国連安全保障理事会に対して求めるよう、ECOWAS の仲介によって、アフリカ連合に対して申し立てることで一致する。

## 6.5. 戦争によって移動を強いられた人びとへの帰還支援プログラムについて

国民和解ならびに政治と制度の正常化を視野に入れ、直接対話の双方は、可及的速やかに、戦争によって移動を強いられた人びとへの帰還支援プログラムを導入することで一致する。本プログラムは、戦争の結果として住居や財産を放棄した個人ならびに家族の社会的再統合を旨としたものである。双方は、本プログラムの実施に必要な手段を関係する省庁に提供することで一致する。

## 6.6. 行動規範について

公共生活を穏健かつ倫理的ならしめ、コートディヴォワールにおける新しい政治的環境を確立し、本合意をめぐる党派的でデマゴギー的な解釈を回避するという喫緊の必要性に鑑み、署名者は、行動規範の遵守にとり組む。

6.6.1. 署名者は、危機脱却プロセスと国民和解に十分に賛同するよう促すために、コートディヴォワールに生活する人びとに対して、情報提供と啓発の大規模キャンペーンを組織することにとり組む。

6.6.2. 署名者は、結合と国家の統一の精神を損なうような、あらゆる政治宣伝、とりわけメディアをとおしたものを自らに禁ずる。署名者は、国内ならびに国際的な報道機関に対して、建設的な流儀で、平和の確立と寛容の精神とともに歩むよう招請する。

6.6.3. 署名者は、相互信頼に基づく永続的な対話の精神をお互いに維持し、好戦的、侮蔑的ないかなる態度も放棄し、尊敬と自制に基づく振る舞いをするようそれぞれの党派員に対して要請することにとり組む。

6.6.4. 署名者は、それぞれの兵力において、人間としての尊厳と基本的権利の尊重に立った、共和国の倫理と道徳を強化することに、ともに努力することで一致する。署名者は、それぞれの兵力が、賢明に協働するよう導くことにとり組む。

6.6.5. 署名者は、本合意の精神の濫用や背反にあたるような、市民社会ならびに組合組織の利用を放棄する。

## VII. フォローアップと協議の機構

本合意のフォローアップと直接対話の継続のために、署名者は常設調整機構 (Cadre permanent de concertation: CPC) と評価モニタリング委員会 (Comité d'évaluation et d'accompagnement: CEA) を創設することで一致する。

### 7.1. 常設調整機構 (CPC)

常設調整機構は、国民の結合の強化を目的とする、監視と永続的な対話のための機関である。

本機構は以下によって構成される。

ーローラン・バゴ氏、共和国大統領

ーギヨーム・K・ソロ氏、新勢力幹事長

ーアラサン・ドラマン・ワタラ (Alassane Dramane Ouattara) 氏、共和連合 (RDR) 党首

ーアンリ・コナン・ベディエ (Henri Konan Bédié) 氏、コートディヴォワール民主党 (PDCI) 党首

ーブレイズ・コンパオレ氏、ECOWAS 現議長、ファシリテーターの資格において

ローラン・バゴ大統領と ECOWAS 現議長を除くその他のメンバーは、本機構の議長待遇とする。

常設調整機構は、本合意に関連するあらゆる問題を検討する権限を有する。

### 7.2. 評価モニタリング委員会 (CEA)

評価モニタリング委員会は、本合意に謳われた措置の実現に関して定期的に評価を行うことを任務とする。同時に、本合意の十全なる遂行に必要な実際的な措置について提案することも任務とする。

本委員会は以下によって構成される。

－委員長：ファシリテーター、もしくはその代理人

－委員：その他の本合意署名者双方から3名ずつの代理人

双方は、口頭の合意によって、評価モニタリング委員会を、コートディヴォワール政界の他のメンバーにも拡大することが可能である。

さらに、ファシリテーターは、必要だと判断した場合に、アフリカ内外を問わず、国家や国際機関を代表するオブザーバーを本委員会に招聘することができる。

評価モニタリング委員会は、ファシリテーターもしくはその代理人によって主宰される。最低でも毎月1回定例セッションを開催し、必要に応じて、委員長の招集によって臨時セッションを開催する。

任務遂行のために、評価モニタリング委員会は、合意の具体化に関して常設調整機構に対して説明を行い、その内容について、国連事務総長特使にも連絡する。

## VIII. その他の事項

8.1. 署名者は、本合意の解釈や具体化に関して係争が生じた場合は、ファシリテーターの裁定に委ねるものとする。

8.2. 署名者は、コートディヴォワールにおける平和任務に従事する中立兵力に、アフリカ諸国による部隊が追加されることを求めることで一致する。

8.3. 本合意付録の日程表は、合意の不可分の一部である。署名者は、この日程表に従って合意された活動を遂行することで一致する。

8.4. 本合意は、署名者による署名の時点で発効する。署名者は、ファシリテーターに対して、ECOWAS 現議長の資格において、アフリカ連合を通して、国連安全保障理事会に対して、本合意のエンドースを行うよう求めることで一致する。

2007年3月4日、ワガドゥグにて署名

ローラン・バゴ  
コートディヴォワール共和国  
大統領

ギヨーム・キバフォリ・ソ  
ロ  
コートディヴォワール共和  
国  
新勢力幹事長

ブレーズ・コンパオレ  
ブルキナファソ大統領  
ECOWAS 現議長  
ファシリテーター



付録  
ワガドゥグ合意具体化のための日程表

1. ワガドゥグ政治合意の署名  
開始日
2. 統合司令センター（CCI）設置  
開始日の2週間後に発足される
3. 執行に関する制度的枠組みの設置  
合意署名の4週間後になされる
4. 組閣  
合意署名から5週間後になされる
5. 信賴地域の撤廃と混成部隊の設置  
組閣から1週間後に開始される
6. 民兵の解体  
組閣から2週間後に開始され、2週間継続する
7.
  - ・集合（中立兵力の監督のもとに、旧兵士を集合・武器保管サイトに、部隊毎に集める）
  - ・行政再展開
  - ・巡回法廷の開始組閣から2週間後に開始され、3ヶ月間継続する
8. 有権者リストへの記載ならびに身分証明を目的とする登録作業  
巡回法廷開始から1ヵ月後に開始される
9. 現存兵力の統合と国民役務への登録  
登録作業の開始から15日後に開始される
10. 新しい国民身分証ならびに有権者リストに基づく有権者証の作成と配付  
確定有権者リストの公式な完成とともに開始される
11. DDR プロセスの終了と選挙の実施

上に明記された日程表の全体は、10ヵ月間にわたって展開される。

調査研究報告書  
地域研究センター 2007-IV-15  
「政治変動下の発展途上国の政党」研究会

---

---

2008年3月31日発行

発行所 独立行政法人 日本貿易振興機構

アジア経済研究所

〒261-8545 千葉県千葉市美浜区若葉 3-2-2

電話 043-299-9500

無断複写・複製・転載などを禁じます。

---

---